

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

平成26年6月

福島工業高等専門学校

目 次

I	高等専門学校の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 高等専門学校の目的	4
	基準2 教育組織（実施体制）	7
	基準3 教員及び教育支援者等	12
	基準4 学生の受入	19
	基準5 教育内容及び方法	25
	基準6 教育の成果	38
	基準7 学生支援等	42
	基準8 施設・設備	50
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	53
	基準10 財務	59
	基準11 管理運営	63

I 高等専門学校の現況及び特徴

1 現況

(1) 高等専門学校名 福島工業高等専門学校

(2) 所在地 福島県いわき市

(3) 学科等の構成

学 科：機械工学科，電気工学科，物質工学科，
建設環境工学科，コミュニケーション情報学科

専攻科：機械・電気システム工学専攻，

物質・環境システム工学専攻

ビジネスコミュニケーション学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数 単位：人

準学士課程	1	2	3	4	5	合計
機械工学科	42	42	41	38	40	203
電気工学科	44	39	43	39	48	213
物質工学科	43	42	41	38	46	210
建設環境工学科	45	38	44	41	39	207
コミュニケーション情報学科	42	41	46	40	45	214
計	216	202	215	196	218	1,047

専攻科課程	1	2	合計
機械・電気システム工学専攻	12	12	24
物質・環境システム工学専攻	14	12	26
ビジネスコミュニケーション学専攻	2	7	9
計	28	31	59

教員数 単位：人

区分	教授	准教授	講師	助教	合計
一般教科	9	16	0	0	25
機械工学科	3	6	0	1	10
電気工学科	2	6	0	1	9
物質工学科	5	4	1	2	12
建設環境工学科	4	4	0	1	9
コミュニケーション情報学科	3	3	1	2	9
計	26	39	2	7	74

2 特徴

福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和36年6月の高専制度創設に伴い、高専の第一期校として昭和37年4月に当初「平工業高等専門学校」の校名で設立された。その後、昭和41年に当時の平市を含む近隣市町村の合併による新たな「いわき市」の誕生に伴い、昭和42年6月にその校名が「福島工業高等専門学校」に改称され、現在に至っている。本校は、これまで約50年間にわたり、福島県内における唯一の国立の工学系高等教育機関として実践的な技術者の育成に貢献し、平成26年4月現在で7,383名の卒業生（準学士課程）及び214名の修了生（専攻科課程）を社会に送り出してきた。

本校は、昭和37年の設立当初は機械工学科、電気工学科及び工業化学科の3学科であったが、昭和41年4月土木技術者の早期育成を目的として土木工学科が新設され、さらに平成6年4月情報技術を活用したコミュニケーション科学と技術に関する教育と研究を行うことを目的としてコミュニケーション情報学科が設置され、5学科体制となった。また、平成7年から8年にかけては、科学技術の進展と時代の要請に合わせ、土木工学科が建設環境工学科に、また工業化学科が物質工学科へとそれぞれ改組された。

本校はその後平成15年度まで5学科体制であったが、平成16年4月、「機械・電気システム工学専攻」、「物質・環境システム工学専攻」、「ビジネスコミュニケーション学専攻」の3専攻から成る専攻科が設置された。それ以後工学系4学科とビジネス系1学科から成る準学士課程と上記3専攻から成る専攻科課程を併せ持つ5学科1専攻科体制の高等教育機関として現在に至っている。

本校はこれまで「広く豊かな教養と人間力の育成」「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」「固有の才能の展開と国際的視野及びコミュニケーション能力の育成」を教育理念とし、工学系4学科では「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に対応できる技術者の育成」、またコミュニケーション情報学科では「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人の育成」に当たってきた。また本校の特徴である工学系及びビジネス系の学科、専攻を併せ持つ利点を生かし、工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により「ビジネスがわかる技術者、工学がわかるビジネスマン」の育成も教育目標の一つとして、教育研究を行ってきている。

平成23年3月、福島県は東日本大震災で地震・大津波・原発事故放射能汚染等の甚大なる被害を受けた。福島県は、再生可能エネルギー利用技術の日本の中心となるべく復興対策を練っている。本校は文部科学省の平成23年度「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」に採択されたことを受け、平成25年4月から、専攻科に再生可能エネルギー、原子力安全、減災工学の3分野において地域復興に必要な教育を実施するため、学生定員5名及び任期付き教員5名を増員して「復興人材育成特別コース」を開設している。以上のように、本校は、当初からの基本的な教育目標を維持しつつ、かつ社会的状況にも考慮しながら、教育研究のさらなる充実と高度化に努めている。

II 目的

1. 福島工業高等専門学校の目的と使命

福島工業高等専門学校（以下「本校」）は「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、また、本校専攻科は「高等専門学校における5年間一貫教育課程のうえに、より高度な専門的学術を教授研究することにより、豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材を育成すること」を目的と定めている。本校ではその目的を達成するため、以下のような教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を定め、その実現に努力している。

2. 教育理念

本校では、独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条に定められた高専機構の目的に沿い、教育理念として次の3項目を掲げている。

- 1) 広く豊かな教養と人間力の育成
- 2) 科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成
- 3) 固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成

3. 学習・教育目標

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に対応できる能力を身につける。
- 3) 工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける。
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力を身につける。
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける。
- 6) 情報技術を活用して、国際社会に必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける。

4. 養成する人材像

本校の準学士課程は工学系4学科及びビジネス系1学科、専攻科課程は工学系2専攻及びビジネス系1専攻から構成されており、「工学ービジネス」の融合したシナジー教育が特色である。

以下に、本校で養成する人材像を列記する。

A. 工学系の学科と専攻

- 1) 十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に対応できる技術者
- 2) モノづくりと環境保全の調和に配慮できる技術者
- 3) 外国語能力を備え、ビジネス系の知識も獲得した実践的技術者

B. ビジネス系の学科と専攻

- 1) 管理能力を持ったビジネス系職業人
- 2) 国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力を持った職業人
- 3) 情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人

準学士課程の各学科で養成する人材像

- 機械工学科 機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる機械技術者の育成
- 電気工学科 電気・電子・情報技術を中心として産業界の分野で活躍できる技術者の育成
- 物質工学科 時代のニーズに即した種々の機能性材料を開発、生産する化学、医薬品、食品工業をはじめ、

機械，電気，電子工業などの素材技術者の育成

○建設環境工学科 建設技術の基礎の上に，自然環境に配慮しながら持続可能な開発や社会基盤施設の建設に対応できるシビルエンジニアの育成

○コミュニケーション情報学科 「ビジネス」，「英語」，「情報」に重点を置いたコミュニケーション科学に関する教育研究により，ビジネス社会の現場で活躍できる人材の育成

専攻科課程の各専攻で養成する人材像

○機械・電気システム工学専攻

進学士課程の機械工学科，電気工学科のそれぞれの専門的な基礎の上に，機械設計関連，システム制御関連，電子物性関連および情報関連分野に関する高度で応用性の高い専門科目を履修する。さらに技術経営論，ベンチャービジネス論などのビジネス系科目を履修することにより，境界領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

○物質・環境システム工学専攻

進学士課程の物質工学科，建設環境工学科のそれぞれの専門分野の基礎学力を充実させ，その応用性や専門性を深めさせ，さらに，高度な環境工学関連の科目を履修する。さらに，ビジネス系科目を履修することにより，自己の専門領域を超え，環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

○ビジネスコミュニケーション学専攻

進学士課程のコミュニケーション情報学科の英語，情報，コミュニケーション科学を中心とした社会科学の基礎の上に，経営管理系科目，生産管理系科目，ベンチャー・地域計画学の専門科目を履修する。さらに工学系科目を履修することにより，工学的知識を獲得し利用できるスキル，国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力，モノづくりの生産ラインに係わるマーケットリサーチ，企画，開発，生産，流通管理，販売の実務能力を併せ持ち，地域に根ざしたグローバルな視点を持つ「実践的ビジネスプロフェッショナル」の養成をめざす。

5. 卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力

A. 卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力（進学士課程）

- 1) 豊かな教養と周囲に配慮できる人間性
- 2) 専門分野の基礎知識とそれらの総合的応用能力
- 3) 自ら工夫し，広い視野から新しい発想が出来る能力
- 4) 自己を啓発し，問題を分析して解決する能力
- 5) モノづくりやデザイン能力の実践力
- 6) 基礎的なコミュニケーション能力と情報技術を活用したプレゼンテーション能力

B. 修了時に身に付けるべき学力や資質・能力（専攻科課程）

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に，融合・複合的な専門知識を修得し，知識創造の時代に柔軟に対応できる能力
- 3) 工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により，複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し，問題解決のみならず課題探究する能力
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用した，国際社会に必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校の目的は、準学士課程及び専攻科課程について、学則に定めている(資料1-1-①-1:P1)。また、教育理念、学習・教育目標、準学士課程及び専攻科課程の養成する人材像も具体的に定めている。特に本校では工学系とビジネス系の2つの教育体系を有しており、工学系学科と専攻、ビジネス系学科と専攻の養成する人材像を説明している(資料1-1-①-2:P2)。

さらに、準学士課程の各学科及び専攻科課程の各専攻についても養成する人材像を明確に定めると共に(資料1-1-①-3:P3)、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力についても、準学士課程及び専攻科課程で具体的に示している(資料1-1-①-4:P4)。

本校の目的(前述資料1-1-①-1:P)は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務、及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されたものである。学校教育法第115条には「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」という2つの具体的な目的があるが、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力はこれらとの関連を明確にして策定されている(資料1-1-①-5:P5)。

(分析結果とその根拠理由)

本校は、社会に対して担う基本的な役割として準学士課程と専攻科課程の目的を定めている。また、学校としての教育理念や学習・教育目標、課程ごとの養成すべき人材像を工学系とビジネス系の各学科及び各専攻についても具体的に定めているほか、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力を準学士課程と専攻科課程で定め、達成しようとしている基本的な成果等を明確にしている。

そして本校の目的は、高等専門学校創設の趣旨及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されており、それに基づき養成する人材像や卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力も策定されている。

以上のことから、本校は、高等専門学校としてその目的を明確に定めており、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものとなっている。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点に係る状況）

本校の目的は、学生便覧にも掲載されており、学生便覧は学生全員に配布され、周知されている（資料 1-2-①-1:P6）。また教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力は、ウェブサイトに掲載されている（資料 1-2-①-2:P7）ほか学生便覧（資料 1-2-①-3:P11）に掲載している。

また常に学生や教職員の目に触れるように各教室やゼミ室及び会議室等に掲示してその周知徹底を図っている（資料 1-2-①-4:P15）。

本校では、平成26年1月下旬に、全教職員に対して、平成26年5月に準学士課程や専攻科課程の全学生及び一部の卒業生（修了生）、外部企業に対して、本校の教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況についてのアンケート調査（資料 1-2-①-5～7:P16）を実施した。その結果によれば、学生については約95%以上、教職員については約96%以上が「知っている」と回答している（資料 1-2-①-8～10:P19）。

なお、このアンケート調査において「あまり知らない」「全く知らない」と回答した教職員については、その後研修を実施してその周知徹底を図る体制を作っている。研修後は全員「あまり知らない」「全く知らない」はなくなっている（資料 1-2-①-11:P22）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、本校の目的や教育理念、学習・教育目標等を掲載した学校要覧や学生便覧等を教職員及び学生に配布し説明するほか、本校の目的や教育理念、学習・教育目標等を各教室内に掲示してその周知を図っている。平成25年度～26年度初めに学生や教職員の周知状況を把握するため行ったアンケート調査の結果では、学生の約95%以上及び教職員の約96%以上が「知っている」との回答結果が得られている。「あまり知らない」「全く知らない」と答えた教職員に対して研修会を行い、その後のアンケートでは全員「知っている」と回答している。以上のことから、本校ではその目的、教育理念等が、学校の構成員に概ね周知されている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

（観点に係る状況）

本校では、その教育理念や学習・目標等をウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している（資料 1-2-①-2:P7）。また、本校の学校要覧に教育理念や学習・目標等を掲載し、（資料 1-2-②-1:P23）また夏休み期間に実施する一日体験入学、毎年11月に開催される文化祭（オープンキャンパス）時や中学校や高校へ出向いての学校説明などでは、学校要覧を配布し、学校の目的や教育理念等を広報している。

本校の平成20～24年度卒業（修了）生及び本校卒業生が就職した企業等学外者に対しても、平成26年5月に、本校の教育理念や学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況に関するアンケート調査を実施した（資料 1-2-②-2:P25）。その結果によれば、卒業（修了）生については回答者の約95%、また企業等学外者については回答者の約63%以上が「知っている」と回答している。

以上のことから、本校の目的や教育理念等が社会に対して広く公表されていると判断できる。

(分析結果とその根拠理由)

ウェブサイトにも本校の目的等を掲載しているほか、「学校要覧」等にも本校の目的、教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等を記載しており、一日体験入学や中学校訪問時においてもこれらを積極的に配布して説明している。

さらに、卒業（修了）生や企業等学外者への学校の目的や教育理念等の周知度に関するアンケート調査を行い、その結果では、企業等学外者では回答者の約6割以上が「知っている」と回答し、卒業生（修了生）では9割以上が「知っている」と回答している。

以上のことから、本校の目的は、社会に対して広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・教職員、学生に加えて卒業（修了）生や企業等学外者に対しても積極的にアンケート調査を実施し、その周知状況を把握している。
- ・学校の目的や教育理念等をウェブサイトや学生便覧、学校要覧等に掲載しているほか、教室等にも掲示して学生や教職員に対してその周知を図っている。また、教育理念等を含む学校要覧等を印刷配布して、広く社会に公表している。

(改善を要する点)

- ・該当なし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本校では、学校創立時に「学校の目的」を定め、その後「教育理念」や「学習・教育目標」等が設定されて現在に至っている。また、準学士課程や専攻科課程及び各学科や各専攻での「養成する人材像」を定めると共に、さらに「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」を定めることにより、学生が本校で学修する際の具体的指針を示している。

本校では、「学校の目的」を高等専門学校設置の趣旨及び学校教育法に定める高等専門学校の目的を踏まえて定めており、「教育理念」や「学習・教育目標」については、学校教育法に定める高等専門学校の目的に沿って策定していることから、本校の目的は学校教育法の規定に沿ったものとなっている。

先に行ったアンケート調査の結果から、教職員や学生等の構成員、また卒業（修了）生に対しても、本校の目的、教育理念、学習・教育目標等が概ね周知されていることが明らかになっているが、さらに学生、教職員に対しては校内掲示等を通じてその周知徹底を図る取り組みも行っている。また、本校の目的や教育理念、養成する人材像等は、学校のホームページや「学校要覧」等の配付資料にも掲載され、広く社会に公表されている。

基準2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

本校では、学校教育法第115条に規定されている高等専門学校の目的に沿って、教育理念等が定められており、社会人・職業人として必要な教養及び専門分野の基礎力の育成、また実社会で役立つ実践的・創造性の育成をめざしている。そして教育理念に基づき、「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得（学習教育目標）」する等の目標があり、それに対して「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者（養成する人材像（準学士課程—工学系）」、「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人（養成する人材像（準学士課程—ビジネス系）」等を養成するため、準学士課程は、機械工学科、電気工学科、物質工学科及び建設環境工学科から成る工学系4学科とビジネス系のコミュニケーション情報学科の全5学科で構成されている（資料2-1-①—1:P32）。

各学科は、本校の教育理念「広く豊かな教養と人間力の育成」「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」等に基づいて学習教育目標、学科ごとの養成する人材像を明確に定めており、目標を達成するために適切な学科構成となっている（資料1-1-①—3:P3）。

（分析結果とその根拠理由）

各学科は、本校の教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等にしがって構成され、またこれに基づく教育を実施しており、その目的に照らして学科構成は適切なものとなっている。

観点2-1-②： 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

本校では教育理念に基づき「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得する等の目標があり、「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者」「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人」等の養成をめざしている。これらの目的を達成するため、専攻科課程は、より高度で専門的な知識と技術を修得すると共に、より広く豊かな教養と人間力を備え、広く産業の発展に貢献する人材が育成できるよう、機械工学科、電気工学科の上に機械・電気システム工学専攻、物質工学科、建設環境工学科の上に物質・環境システム工学専攻及びコミュニケーション情報学科の上にビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻を設置している（資料2-1-②—1:P33）

特に、ビジネスコミュニケーション学専攻は、国内の高専で非常に数少ないビジネス系の専攻であり、これを活かし、上記人材を育成するために、工学系の専攻とビジネス系専攻融合のシナジー教育も行っている。

専攻科課程の各専攻についても、本校の教育理念等、学習教育目標に基づいて、それぞれ養成する人材像を明確に定めており、専攻科の構成は目的を達成する上で適切なものになっている（資料1-1-①—3:P3）。

(分析結果とその根拠理由)

各専攻は、本校の教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等にしがって構成され、またこれに基づくより高度な教育を実施しており、その目的に照らして専攻科の構成は適切なものとなっている。

観点2-1-③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校では、教育の目的を達成するための全学的なセンターとして情報処理教育センター、地域環境テクノセンター、モノづくり教育研究支援センターを設置している。

1) 情報処理教育センター

情報処理教育センターは、低学年のコンピュータリテラシーについての情報処理基礎教育、専門学科高学年の情報処理応用教育、専攻科課程の教育・研究を行うための全学共通の施設であると共に、校内LAN環境を管理する重要な役割を担っている（資料2-1-③-1:P34）。

本センターでは、学生全員にID及びパスワードを付与しており、学生は学内のどのパーソナルコンピュータからもインターネットを通して各種の情報を得ることができ、さらに各種レポート等の作成や就職活動、進学情報の収集等にも活用している（資料2-1-③-2～3:P36）。

さらに、本センターは、情報セキュリティに関しても重要な役割を担っている。本校では、「福島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程」等のセキュリティ規則を定め（資料2-1-③-4:P39）、これらの規程を基に情報セキュリティを確保している。規程に基づき、情報セキュリティ推進責任者は、情報処理教育センター長をあて、情報セキュリティ推進員には、情報センター運営委員をあてて、実質的に情報セキュリティ責任者（校長）、情報セキュリティ副責任者（情報担当副校長）が情報処理教育センターと連携して情報セキュリティ対応を行っている。このように、学習教育目標の特に「情報技術を活用して、国際社会に必要な..（中略）..プレゼンテーション能力を身につける」に関係した教育を、セキュリティを確保しつつ支援しており、本校の教育の目的達成の上で適切なものになっている。

2) 地域環境テクノセンター

地域環境テクノセンター（資料2-1-③-5～6:P40）は、従前の環境科学教育センターと地域交流センターの両機能を統合し、その充実と効率化によって新しい全学科共通の教育・研究施設としての展開を図ることを目標に、平成18年度に新しく開設された。開設以降本センターは、本校が培った研究・教育の成果や試験・分析技術等を地域の産業や文化の発展に積極的に貢献することを目的に産学官民の連携を推進している。特に本センターは、講演会やフォーラムの開催、公開講座・出前授業実施、共同研究のコーディネートを積極的に行っている（資料2-1-③-7:P45）。

また、本センターは、教育・研究面で特に環境工学関連の実験・実習、卒業研究及び特別研究等の実施に十分活用されており（資料2-1-③-8:P48）、学習教育目標の「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養う...」に対する教育支援、その他の教育支援、研究支援、社会への公表、地域社会への貢献に関して重要な役割を担っており、適切なものとなっている。

3) モノづくり教育研究支援センター

モノづくり教育研究支援センター（資料2-1-③-9:P51）は、従前の技術室を基礎に、その充

実と効率化によって新しい全学科共通の教育・研究支援組織としての展開を図ることを目標に、平成20年度に新しく開設された。本センターは、教育・研究面で特に研究教育業務の技術支援に関する専門的業務を効率的に行っている。本センターを運営するためにモノづくり教育研究支援センター運営委員会が設置されている。各学科等は本センターの支援が必要な場合は、本センターへの業務依頼を行い、モノづくり教育研究支援センター運営委員会が承認し、その業務支援を実施する体制となっている（資料2-1-③-10:P52、資料2-1-③-11:P54）。

さらに本センターは実習工場の管理運営業務も担っている（資料2-1-③-10:P52）。実習工場には（資料2-1-③-9:P51）に示す最新の機器を設置して、学生の勉学、実習、教員の教育、研究の支援を行う体制を整えている。本センターは、特に学習教育目標の「モノづくりやシステムデザイン能力を養う…」に関連した教育、研究を支援する部署であり、本校の目的と照らして適切なものとなっている（資料2-1-③-12:P55）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、全学科共通の教育研究施設として、情報処理教育センターと地域環境テクノセンター、およびモノづくり教育研究支援センターの三センターを設置している。情報処理教育センターは、低学年における情報処理基礎教育及び高学年における情報処理応用教育の充実のために十分に活用され、また地域環境テクノセンターは工学系4学科と専攻科の学生に対する実験・実習及び教育・研究の場として有効に機能している。モノづくり教育研究支援センターは各学科等の学生実験をはじめとするモノづくり教育、研究の支援を行っている。

したがって、これら三つのセンターの設置は、本校の学習・教育目標を達成する上で必要且つ適切なものとなっている。

観点2-2-①： 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

（観点に係る状況）

本校では、準学士課程の教務全般に関する事項を検討するため教務委員会が設置されており、一方、専攻科には専攻科委員会が設けられている。準学士課程及び専攻科課程の教育課程の整備等に関わる重要事項は、これら二つの委員会からの提案等を受け、最終的に運営会議、専攻科会議での議を経て校長が決定することとなっている（資料2-2-①-1～4:P58）。例えば、運営会議はおおよそ一ヵ月に一回の割合で開催され、審議事項、報告事項に分けて議題を設定し、審議事項では、各学科長、各委員長等が議論し学校としての決定をする（資料2-2-①-5～8:P63）。

（分析結果とその根拠理由）

教育課程全体を企画調整し且つ新たな展開を図るための検討・運営体制が整備され、必要な活動を行っている。

観点2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

（観点に係る状況）

一般科目（理数系科目及び人文社会系科目）の担当教員と専門科目の担当教員との話し合いが必要

に応じて、年に1～2回程度行われ、教員間の連携を図っている。数学や物理等の理数系科目の内容やその進度が専門科目を履修する上で適切であるか、また問題がないかなどを検討している（資料2-2-②-1:P69）。

また、国語や英語等の人文社会系科目の内容が文章作成能力や英語論文の講読及びプレゼンテーション能力を身に付ける上で適切で且つ有効に生かされているかなどについても専門学科と一般教科で検討する体制が整備されている（資料2-2-②-2:P72）。

一般教科内、各専門学科内科目においても関連科目の担当教員間で教育内容の確認等の話し合いが行われ、例えば「情報基礎」の科目で、情報リテラシーばかりでなく、プログラミングの内容を多く取り入れること、国語の中で内容を一部変更し、日本語の変遷等を入れて行くことなどが決定されている。（資料2-2-②-1:P70）。

（分析結果とその根拠理由）

一般科目と専門科目を担当する教員間の話し合いや連絡会等が定期的且つ組織的に行われ、それらの話し合いの結果が日常的な学生の教育指導に有効に反映されている。

観点2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

（観点到に係る状況）

準学士課程では、一般教科教員が低学年（1～2学年）の学級担任を担当し、一方、専門学科教員が高学年（3～5学年）の学級担任を担当して、担当クラスの学級運営や学習指導及び生活指導等を行っている。低学年次の担任教員は、2年間の担任終了後当該クラスの副担任となり、高学年次担任の専門学科教員を補佐する体制をとっている（資料2-2-③-1:P75）。学級担任連絡会議は、年に2回（前期と後期）、3主事と全学級担任が出席して開催され、クラス運営や学生の教育及び生活指導上の諸問題を解決するための討議と情報交換の場として設けてある（資料2-2-③-2～3:P76）。

一方、専攻科課程においては、各専攻長および専攻長補が担任業務を兼任し、月に2～3回程度専攻科運営について話し合い、専攻科全体、個々の学生の進路指導や生活指導を行っている（資料2-2-③-4:P79）。さらに、非常勤講師との連携協力と情報交換を図るため、定期的な懇談会も企画開催している（資料2-2-③-5:P81）。

また、新任教員には赴任後の早い時期に、教務主事、学生主事、寮務主事等が、本校の教育・研究業務等の方法について説明し、新任教員が混乱することなく業務を開始できる体制をとっている（資料2-2-③-6:P83）。

（分析結果とその根拠理由）

学級担任制度が整備され、学級担任連絡会議や専攻科の専攻長、専攻科長等の連絡会、非常勤講師との懇談会が定期的で開催されている。新任の教員への説明も行われており教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制があり、十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・工学系の学科専攻、ビジネス系（文系）の学科専攻の特徴を活かした教育を行っている。
- ・全学科共通の教育研究施設として情報処理教育センターと地域環境テクノセンター、およびモノづくり教育研究支援センターの三センターが設置され、それらが教育目的の達成のために十分に活用され有効に機能している。
- ・学級担任制度が導入され、学級担任連絡会も定期的に行われるなど、教育活動が円滑に行われる体制が整っている。

(改善を要する点)

- ・該当なし

(3) 基準2の自己評価の概要

準学士課程の5学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科、コミュニケーション情報学科）及び専攻科課程の3専攻（機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻）は、「広く豊かな教養と人間力を備え、科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性に富み、国際的な視野及びコミュニケーション能力を身に付けた実践的且つ創造的な人材を育成する。」という教育目的に沿った編成になっている。さらに、本校の学習・教育目標の一つである「3. 工学およびビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける」を達成するための全学科共通の教育施設である情報処理教育センター、地域との連携に係る共同研究や技術開発及び学生の技術指導や教育研究支援を行う地域環境テクノセンター、学生実験をはじめとする技術支援を行うモノづくり教育研究支援センターを設置しているが、これらは本校の教育目的を達成する上で十分に機能し且つ適切なものとなっている。

教育活動の展開や教育課程全体の企画調整のための委員会として教務委員会や専攻科委員会が設けられ、重要事項については運営会議、専攻科会議での議を経て校長が決定するシステムが採られているが、これらが相互且つ有効に機能し活動している。また教育指導面では、学級担任制度が制度化され、学級担任連絡会議、学科間及び教科間の連絡会、非常勤講師との懇談会等が定期的に行われ、教員間の連携を図っている。

基準3 教員及び教育支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点到に係る状況)

本校には一般科目担当教員として専任教員 25 人、非常勤講師 20 人の合計 45 人が配置されており、専任教員 25 人すべてが准教授以上である(資料3-1-①-1:P85、資料3-1-①-2:P86)。

教科ごとの人員配置をみると、専任教員が数学6人、英語6人、国語3人、物理3人、社会4人、体育2人、情報1人、非常勤講師が数学2人、英語8人、国語(日本語を含む)3人、物理(生物、化学を含む)3人、体育2人、芸術1人となっている。

このような人員配置は、学習教育目標のうち、主に一般科目が担っている「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための、倫理・教養」、「情報技術を活用したプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力」を達成するために必要な授業科目構成に合致させたものである。特に「コミュニケーション能力」を養成するために英語科の専任教員に加え、外国人のネイティブ・スピーカー4人を非常勤講師として配置している。また、本校にはビジネス系の学科であるコミュニケーション情報学科が設置されていることから、人文・社会系科目を担当する専任教員が多く配置されている。

また、理数系科目担当専任教員10人中10人(100%)が博士の学位を、文科系科目担当専任教員15人中5人が博士の学位を、9人が修士の学位を取得しており(文科系科目担当専任教員では合わせて93%が修士以上)、高等専門学校にふさわしい高度な基礎教育が可能となっている。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画に記されている「教員の学位取得者の割合」に関する目標(理数系では70%以上が博士、文科系では80%以上が修士以上の取得者)を上回る数字となっている。なお、一般科目担当教員については、各自の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している(資料3-1-①-2~4:P87)。

(分析結果とその根拠理由)

高等専門学校設置基準第6条第2項には、「高等専門学校では、入学定員5学級を編制する場合、一般科目を担当する教員の数は22人を下ってはならない。」とあるが、本校では一般科目担当の専任教員数は25人ですべて准教授以上であり、設置基準を満たしている。また、一般科目担当の専任教員及び非常勤講師は、本校の「学習・教育目標」、「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて各教科にバランスよく配置され、さらに各自の専門分野に対応した授業をそれぞれ担当している。以上の理由から、本校の一般科目担当教員は適切に配置されている。

観点3-1-②： 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点到に係る状況)

(資料3-1-①-1:P85)、(資料3-1-②-1:P92)に示すように、専門科目担当教員とし

て専任教員 49 人、非常勤講師 24 人の合計 73 人が配置されている。学科ごとの人員配置（かつこ内は非常勤講師の人数で外数）は、機械工学科 10 人（4 人）、電気工学科 9 人（5 人）、物質工学科 12 人（6 人）、建設環境工学科 9 人（4 人）、コミュニケーション情報学科 9 人（5 人）となっている。なお、工学系の 4 つの学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科）では、専任教員 40 人中 14 人が教授、20 人が准教授、1 人が講師、7 人が助教である。なお、物質工学科は 4 年次以降で物質コースと生物コースに分かれるコース制を敷いているため、他の学科に比べて教員の配置数が多くなっている。

さらに、1 人は組織上一般教科に所属し、一般化学を担当することとなっているが、他にも物質工学科の専門科目の授業を担当しているため、専門科目担当教員として扱った。

また、「工学に関する学科以外の学科」であるコミュニケーション情報学科では、専任教員 9 人中 3 人が教授、3 人が准教授、1 人が講師、2 人が助教である。

なお、専任教員 49 人中 42 人（86%）が博士の学位を取得しており、高等専門学校にふさわしい高度な専門教育が可能となっている。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画にある「教員の学位取得者の割合」に関する目標（専門学科では 70%以上が博士の取得者）を上回っている。

さらに、専門科目を担当する専任教員は、各々の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している（資料 3-1-②-1~2:P92）。また、「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」としてあげている「モノづくりやデザインの実践力」ならびに本校が「養成する人材像」としている「実践的技術者」（工学系学科）、「実践的職業人」（ビジネス系学科）に対応して、企業での実務経験をもつ専任教員が各学科に複数人配置され、さらに工学系学科には技術士の資格をもつ専任教員も 1 人配置されている。

非常勤講師が担当する科目は、非常勤講師の職業（例えば、技術士で、技術士事務所長が「知的財産権」等の科目担当、常磐共同火力（株）（火力発電の企業）勤務者が「電力工学」「電気法規」を担当するなど）、専門性を見て適切なものとなっている（資料 3-1-②-1:P93）。

（分析結果とその根拠理由）

高等専門学校設置基準第 6 条第 3 項及び第 4 項（第 3 項の定めを準用）には、「教員のうち、専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に 5 の学科を置くときは、36 人の専任教員（助手を除く）下ってはならない。」と定められているが、本校では、専門科目担当の専任教員数は 49 人ですべて助教以上であり、設置基準を満たしている。また、高等専門学校設置基準第 8 条には、「専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の 2 分の 1 を下ってはならない。」と記されているが、一般科目を担当する専任教員 25 人、専門科目を担当する専任教員 49 人、合計 74 人という人数に対して、本校では専門科目を担当する教授及び准教授の数は 40 人であり、設置基準を満たしている。さらに、専門科目担当教員はそれぞれ各自の専門分野に対応した授業科目を担当するようになっている。また、本校の「学習・教育目標」や「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」、「養成する人材像」に対応して企業での実務経験者を各学科に複数人配置し、学科によっては技術士の資格を有する専任教員も配置している。以上の理由から、本校の専門科目担当教員は適切に配置されている。

観点3-1-③： 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校には、機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻が設置されており、工学系とビジネス系とのシナジー教育が実現できるため、大学学部レベルでの技術経営(MOT)教育が可能となっている。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために設定された授業科目と整合性を持つ専門分野の教員が、博士の学位取得者を中心に配置されている。このような特徴ある実践教育を行うことにより、より高度で専門的な学術を修得するとともに、豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材としての「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」(工学系2専攻)、「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」(ビジネス系専攻)を養成することを本校専攻科課程の目標としている。その達成のために、専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」(資料3-1-③-1:P102)にしたがって選考され配置されている。

専攻科課程の一般科目では、より深い一般基礎知識を教授するために、博士または修士の学位を取得している教員が各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように適切に配置されている(資料3-1-③-2:P103、3-1-③-3:P105、前出3-1-②-2:P97)。特に「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」として挙げている「国際社会で必要なコミュニケーション能力」や「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力(技術者倫理)」に対応して、「英語学」や「倫理学」を専門分野とする専任教員をそれぞれ配置している(前出3-1-①-4:P90)。

専攻科の専門科目及び専門関連科目についても、博士の学位を有し且つ研究実績の十分な教員が、各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように配置されている(資料3-1-③-2:P103、3-1-③-3:P105、前出3-1-②-2:P97)。また、「専攻科課程修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」としてあげている「モノづくりやシステムデザイン能力を生かした、創造的実践力」や「養成する人材像」としている「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」(工学系2専攻)もしくは「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」(ビジネス系専攻)に対応して、企業での実務経験のある専任教員が複数人配置されており、工学系専攻には技術士の資格をもつ専任教員が1人配置されている。さらに、本校専攻科の特色であるシナジー教育や技術経営(MOT)教育にも配慮して、「生産管理」や「技術経営」を専門とする専任教員も配置されている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」に従って選考され、「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」に合致するように、各教員は各自の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している。また、専攻科担当教員は、十分な研究実績をもつ博士の学位取得者を中心に配置されており、本校専攻科課程の「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」、「養成する人材像」に対応して、企業での実務経験者や技術士の資格も有する専任教員も複数人配置するとともに、さらに本校の特色である「シナジー教育」や「技術経営(MOT)教育」に適任の専任教員を配置している。以上の理由から、専攻科の教育の目的に照らして教員の専門分野と担当授業科目を対応させ、専攻科の授業科目担当教員を適切に配置している。

観点 3-1-④： 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

(観点に係る状況)

専任教員の採用は、教員の年齢構成や性別構成を考慮して行っている。本校での専任教員の年齢構成は、20代が2人、30代が25人、40代が17人、50代が27人、60代が3人であり、特定の年齢に著しく偏ってはいない(資料3-1-④-1:P107)。また、本校では、現在6人の女性の専任教員が在籍しており、女性教員の採用にも努めている(資料3-1-④-2:P108)。

なお、教員採用においては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮してバランスよく採用している(資料3-1-④-3:P109)。教員採用は原則として公募制で行っているが、教員採用に関する規定等については、観点3-2-②において詳しく述べる。

本校では「福島工業高等専門学校教育功労者等表彰の実施について」の規定に基づき、教育活動等で功績のあった教職員を表彰する制度があり(資料3-1-④-4:P113)、毎年数名の教職員に対して表彰を実施している(資料3-1-④-5:P114)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、新たな教員の採用に当たっては、教員組織の活動をより活発化するために、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等を講じている。さらに、教育活動面で特に功績のあった教職員を表彰する制度を設け、毎年表彰を実施している。

観点 3-2-①： 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

(観点に係る状況)

本校の教育活動に関する定期的な評価システムには、教員による自己評価、教員による相互評価、学生による教員の評価の3項目から構成されている「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく評価と、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」に基づく評価の2つがある。

「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」は、「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく評価の3項目に加え、教育、学生指導、研究、地域貢献、管理運営の5つに係る自己採点と教育、学生指導、研究、地域貢献、入学者対策、管理運営、その他の6つに係る自己申告をもとに教員の業績を評価するものである。この結果は、校長戦略経費等の競争的研究費の配分に適用するとともに、「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用されている(資料3-2-①-1:P115)。

また、業績の評価結果については当人の各項目の評価点が全体のどの位置にあるかレーダーチャート形式により各教員にフィードバックし(資料3-2-①-2:P119)、評価が優秀な教員には、校長戦略経費から教育・研究費を配分し奨励することで業績向上を図っている(資料3-2-①-3:P120)。

本校において、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、教育活動全般

について担当する評価改善委員会が設置されている。さらに外部機関である参与会からの意見により改善も図っている。また、主に教員の授業に関する資質と能力の向上を担当するFD委員会の2つが設置されている（資料3-2-①-4～7:P121）。なお、授業評価アンケートを含むFD委員会の種々の活動に関しては、基準9において詳しく述べる。

（分析結果とその根拠理由）

「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」及び「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて、毎年定期的に教員の教育活動に関する評価を行っている。また、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、評価改善委員会とFD委員会の2つが設置されている。以上の理由から、実際に評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされ、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されている。

観点3-2-②： 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

（観点に係る状況）

本校では、教員の採用・昇任については高等専門学校設置基準のほか、教員の採用・昇任に係る選考基準として「福島工業高等専門学校教員選考基準」（資料3-2-②-1:P126）及び「福島工業高等専門学校教員選考内規」（資料3-2-②-2:P128）が定められている。また、専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」（前出資料3-1-③-1:P102）により選考されている。

教員の採用にあたっては、公募制を導入し、教育実績及び業務実績、学位取得状況、教員としての資質等を勘案することとし（資料3-2-②-3～5:P130）、また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている（資料3-2-②-2:P128、資料3-2-②-6:P138）。

専任教員の採用に係る選考の手続きは、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」（資料3-2-②-7:P142）に定められている。教員の採用にあたっては、校長の諮問に応じるために、校長以下、当該学科長等で構成される選考会議を置くこととしている。採用候補者の募集は、特別の理由がない限り公募で行い、応募のあった者について当該学科長が書類審査により複数名の面接選考候補者を選考し、校長に報告する（資料3-2-②-8:P143）。校長は、当該学科長等の同席のもと面接選考候補者に対して面接選考を行う。さらに面接選考候補者は、実際に当該学科の学生を対象として模擬授業を行うことになっている。校長は、書類選考及び面接選考の結果に基づき、選考会議の意見を求め、採用候補者を決定する（資料3-2-②-5:P133）。

また、非常勤講師の採用に関する規則については、「福島工業高等専門学校教員選考基準」（資料3-2-②-1:P126）第4条第2項に定められており、専任講師の基準を準用することとしている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教員の採用や昇任に関する規定が明確かつ適切に定められ、規定に則って選考会議にお

いて適切な運用がなされており、高等専門学校の使命、福島高専の学習・教育目標及び各学科の掲げる教育目的に沿った教員組織編成の基本的な方針を反映させることのできるシステムとなっている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほかに「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」が定められており、その運用に関しても「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」が定められ、それに基づく選考がなされている。以上の理由から、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされている。

観点 3-3-①： 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校において編成された教育課程を展開するために、学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターが置かれている(資料 3-3-①-1~4:P145)。学生課教務係には係長 1 人、係員 2 人が、学生課図書係には係長 1 人(学生課長と兼務)、非常勤職員 3 人がそれぞれ配置され、図書館運営を主とした業務を行っている(資料 3-3-①-3:P153)。また、モノづくり教育研究支援センターはセンター長(教授と兼務)以下、技術長、第 1 グループにグループ長 1 人と技術職員 4 人、第 2 グループにグループ長 1 人と技術専門職員 1 人及び技術職員 4 人が配置されている(資料 3-3-①-4:P154)。技術職員は、モノづくり教育研究支援センター規則(資料 3-3-①-5:P155)に定める実験、実習、卒業研究等の補助、指導や地域復興支援室規則(資料 3-3-①-6:P157)に定めるゲルマニウム放射線測定器により物質に含まれる放射線の測定を行うなど、有効な教育支援、地域貢献を行っている。なお、モノづくり教育研究支援センターへの実験・実習以外の教育支援の依頼は、正式な依頼申請書(資料 3-3-①-7:P159)を提出して行うこととしている。

(分析結果とその根拠理由)

「福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則」及び「福島工業高等専門学校モノづくり教育研究支援センター規則」により、事務職員及び技術職員の教育支援に関する組織と支援内容が明確に定められており、それに基づいて、実際に教育課程を実施展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、有効な教育支援を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいた評価結果を、競争的研究費の配分や国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦に適用している。
- ・技術職員が、学生の実験、実習、卒業研究等の補助等を行うほか、物質の放射線測定を行うなど、有効な教育支援を行っている。

(改善を要する点)

- ・該当なし

(3) 基準3の自己評価の概要

一般科目担当の専任教員及び専門科目担当の専任教員の数は、いずれも高等専門学校設置基準を満たしている。一般科目担当の教員は、「福島高専の学習・教育目標」等に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて、各教科にバランスよく配置されている。また、専門科目担当の教員は、各自の専門分野に対応した科目を担当するようになっているほか、企業での実務経験者や技術士の資格を有する専任教員も配置している。専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」により選考され、十分な研究実績をもつ博士の学位取得者を中心に配置されている。また、本校の特色であるシナジー教育や技術経営教育に適任の専任教員を配置している。

専任教員の採用に当たっては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮している。そして、教育活動等で功績のあった教職員の表彰も行うとともに教員組織の活動の活発化を図っている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほか「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」等に基づいて適切に行っており、採用には公募制を導入している。また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。

教員評価は「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて評価が行われている。これらは、競争的研究費の配分と国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用されている。そして、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、点検及び評価改善委員会とFD委員会の2つが設置されている。また、編成された教育課程を展開するために、教育支援者として学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターが設置され、適切な人員が配置され、学生の教育指導に関して有効な教育支援が行われている。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

（観点に係る状況）

準学士課程の入学者選抜に関しては、平成16年度に設置された入学試験委員会の下で、本校の求める入学者像を示した「福島工業高等専門学校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」および各学科の求める入学者像を示した「各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、平成25年度に改訂され現在にいたっている（資料4-1-①-1:P161）。

入学者受入方針の目的は、本校の「教育理念」および「学習・教育目標」にふさわしい資質をもった学生を選抜することにある。アドミッションポリシーの望ましい学生像と教育理念、学習教育目標との対応は資料4-1-①-2:P162のようになっている。

この入学者受入方針は、「学校要覧」の配布、ホームページでの公開などを通じて本校の教職員に対する周知をはかっている（資料4-1-①-1:P161、資料4-1-①-3:P163）。周知の状況を知るため、教職員を対象に実施した入学者受入方針周知度調査の結果によると概ね95%の教職員が知っているという結果が得られた（資料4-1-①-4～5:P165）。

社会に向けても、本校の入学者受入方針の公表・周知に努めている。「学校要覧」等刊行物の配布及び本校ホームページ内の入試情報ページへの掲載により公表されている（資料4-1-①-1:P161、資料4-1-①-3:P163）。「入学者募集要項」にアドミッションポリシーを掲載するほか、さらに学力選抜の方法として「学力点は500点満点、内申点は280点満点として評価する」等、アドミッションポリシーの「入学選抜の基本方針」をより具体的な内容にして公表している（資料4-1-①-6:P167）。

準学士課程への編入学のアドミッションポリシーも準学士課程のものと同様の内容であり、対象となる高等学校の生徒・教職員に対しては、「編入学者募集要項」等刊行物の配布及び本校ホームページ内への「編入学者募集要項」の掲載のほか、入学者対策専門部会が行う高等学校訪問及び本校での説明会により公表・周知されている（資料4-1-①-7:P169）。

専攻科が設置された平成16年度に、専攻科委員会において福島高専専攻科の求める学生像を示した「福島工業高等専門学校専攻科及び各専攻の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を策定した。これは平成25年度に改定され現在のものとなっている。

専攻科の新しい入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、平成27年度の専攻科学生募集要項に反映されている（資料4-1-①-8:P170）。新しい入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、「望ましい学生像」を具体的に明記するとともに、望ましい学生像になるための基礎的素養をもとに「入学者選抜の基本方針」を明確化し、入学者選抜でどのような能力を重視するかを示した。

専攻科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、準学士課程と同様、学校要覧配布などで本校教職員への周知をはかっている（資料4-1-①-1:P161）。教職員を対象に実施した専攻科課程の入学者受入方針の周知度調査の結果（資料4-1-①-4～5:P165）によると概ね95%の教職員は知っているということが分った。

準学士課程、専攻科課程のアドミッションポリシーを「よく知らない」「全く知らない」と1つで

も答えた教職員に対しては、研修会を行い、アドミッションポリシーの周知を行っている。その後アンケートを行うと、全員が知っているという結果になった（資料4-1-①-9:P171）。

また、専攻科の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、準学士課程と同様、「専攻科学生募集要項」等刊行物の配布及び本校ホームページへの「専攻科学生募集要項」の掲載により、広く社会に向けた公表及び周知をはかっている。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程（編入学生を含む）では入学試験委員会により、専攻科課程では専攻科委員会により、本校の「教育理念」および「学習・教育目標」に沿って「入学受入方針（アドミッション・ポリシー）」が明確に定められている。

本校の構成員、社会に対して、学校要覧等刊行物の配布等に加え、本校ホームページへの掲載等により公表しており、教職員対象に行った入学受入方針の周知度調査の結果でも高い周知度が得られている。

以上の理由により、教育の目的に沿って入学受入方針が明確に定められ、学校の教職員に周知されており、また社会にも公表されている。

観点 4-2-①： 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学選抜が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

（1）準学士課程の入学選抜

準学士課程の入学選抜は「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」の2つの方法により実施されている（資料4-2-①-1:P172）。

（1）-1 推薦による選抜

推薦による選抜の出願資格では、アドミッションポリシーの「入学受入方針」の「中学校での…学習内容を十分に理解していること」を、「中学校1年次、2年次、3年次1学期及び2学期における国語、社会、数学、理科、英語の5教科の評定の合計が84以上でかつ音楽、美術、保健体育、技術家庭の4教科の評定の合計が60以上であること」として具体的な出願資格として設定している（資料4-2-①-2:P173）。

また、推薦入試は、一般推薦と課題達成型推薦に分かれており、
課題達成型推薦は、以下の5つの条件のうちひとつ以上顕著なことを選抜の対象としており、「顕著なこと」の意味も明確にして示している（資料4-2-①-3:P174）。

- ① 「モノづくり」に関する活動
- ② 「スポーツ、文化・芸術」に関する活動
- ③ 「学術・研究」に関する活動
- ④ 資格・検定において、高校生レベル以上
- ⑤ 中学校において、生徒会長をつとめた。

これにより、アドミッションポリシーの「入学受入方針」に沿って、十分な基礎学力を有する中学生に対し、学力に偏重しすぎず多様な生徒の獲得にも努めている。

（1）-2 学力検査による選抜

「学力検査による選抜」は、全国統一の試験問題による学力検査の成績と出身中学校長から提出さ

れた調査書の内容を総合して行っている。前述のように「入学者募集要項」には、学力選抜の方法に「学力点は500点満点、内申点は280点満点として評価する」として公表している（前出資料4-1-①-6:P167）。

なお、準学士課程の入学者選抜は、「推薦による選抜」、「学力検査による選抜」のいずれについても、入学試験委員会で選抜基準に基づいた原案を作成し、全教員参加の入学者選抜会議（教員会議）の結果をもとに校長が決定している。

（2）高等学校を卒業、卒業見込みの生徒を対象とした準学士課程（4年次）への編入学者選抜

4年次への編入学者選抜は、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」により選抜している（資料4-2-①-4:P175）。

（2）-1 推薦による選抜

推薦による選抜では準学士課程4・5年次での勉学に支障のない学力を有する学生を選抜するために、出願資格を「各教科の評定平均が4.5以上であり、かつ学科（クラス）内席次が上位10%以内である者」としている（資料4-2-①-5:P176）。さらに面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を課し、専門分野に関する基礎学力に加えて目的意識・学習意欲を十分に備えた人物を選抜することとしている。

（2）-2 学力検査による選抜

学力検査を課し、合格基準点に満たない者は選抜しないこととしている。さらに面接を実施し、志願者の人物と各専門学科への適性を評価している。以上のように、準学士課程への編入学者選抜においても本校の入学者受入方針に合致した学生の選抜に努めている。

編入学者の選抜においては、「推薦による選抜」「学力による選抜」とも、入学試験委員会が選抜基準に基づいた原案を作成し、全教員参加の編入学者選抜会議（教員会議）の結果をもとに校長が決定している。

（3）専攻科課程の入学者選抜

専攻科課程の入学者選抜は、本校準学士課程の卒業生、他高専及び短大の卒業生、社会人等を対象に実施している（資料4-2-①-6:P177）。

（3）-1 高等専門学校長の推薦による選抜

高等専門学校長の推薦を得た者を対象とし、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）の点数と学校長からの推薦書及び調査書の内容（準学士課程4年次の席次と内申点の平均点）を総合判定して選抜している。なお、アドミッションポリシーの「入学者受入方針」の「各専門で必要な基礎的知識」「外国語による国際的コミュニケーション基礎能力」について、「内申点平均が4.2以上または学科内順位50%以内」かつ「TOEIC300以上」というように募集要項に具体的に明確化している（資料4-2-①-7:P178）。

（3）-2 学力試験による選抜

学力試験による選抜では、アドミッションポリシーの「入学者受入方針」の「外国語による国際的コミュニケーション基礎能力」「各専門で必要な基礎的知識」に対して、工学系2専攻では英語（TOEICスコア換算点で試験に代える）、数学（90分）、専門科目（120分）の試験及び学力面接を、ビジネスコミュニケーション学専攻では英語（TOEICスコア換算点で試験に代える）、小論文（90分）、専門科目（120分）の学力試験及び面接を実施している（資料4-2-①-8:P180）。また、入学者の選抜は、学力試験、調査書及び面接の内容を総合判定して行っている。

(3) - 3 「社会人特別選抜」では、企業の在籍期間が1年以上ある者を対象とし、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）と所属長から提出された推薦書及び調査書の内容を総合判定して選抜している。

以上のように、専攻科においては全ての選抜で面接を実施し、志願者の人物を評価するとともに、推薦入試、社会人入試では口頭試問により各専攻への適性を評価し、入学者受入方針にしたがって学生の選抜を行っている。なお、専攻科課程の入学者選抜の実施に関する審議は、専攻科委員会及び専攻科会議で行い、入学者の選抜は専攻科委員会が選抜基準に基づいた原案を作成し、専攻科会議の議を経て校長が決定している。いずれも、専攻科アドミッションポリシーの「入学者選抜の基本方針」に沿った形で入試を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程の入学者選抜（編入学を含む）に関する業務は入学試験委員会が、専攻科課程の入学者選抜の実施に関する業務は専攻科委員会が、それぞれ選抜要項にしたがって行っており、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に入学者選抜を実施する体制が整えられている。

準学士課程と専攻科課程のいずれにおいても、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されている。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

(観点に係る状況)

準学士課程に関する入学試験方法、アドミッションポリシーの検討、改善は入学試験委員会、およびその中の1つの組織である入学者選抜方法等研究専門部会が行っている（資料4-2-②-1：P183、資料4-2-②-2：P185）。

専攻科課程については、それらの検討、改善は専攻科委員会が行っている（資料4-2-②-3：P187）。過去には、準学士課程の推薦入試の定員を8から12に、12から現在の20にすること、「課題達成型推薦」の導入、アドミッションポリシーの策定等は、これらの委員会、部会が行ってきた経緯がある。

ここ5年以上は、準学士課程の進級率、卒業率も良好であり、専攻科課程の学生の学位取得率はほぼ100%であったこと（資料4-2-②-4：P188）、企業アンケートによる本校の卒業生、修了生の評価も良好であったことなどから（資料4-2-②-5：P189）、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜ができていたと判断されてきたため入試実施方法等はずっと変えなかった。

平成25年度には、旧アドミッションポリシー（現アドミッションポリシーの「望ましい学生像」の部分）を検討し、「入学者選抜の基本方針」をより明確にすべきとの結論から、入学試験委員会、専攻科委員会が現在のアドミッションポリシーに改善した（資料4-2-②-6～7：P192）。

このように、準学士課程、専攻科とも、アドミッションポリシー、入学試験方法等の整合性等の検討、改善が常に行われている。

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程では、入学者選抜方法等研究専門部会、入学試験委員会で入学者選抜方法の継続的な検

討、改善を進めている。また、専攻科課程では、専攻科委員会及び専攻科会議において入学者選抜の改善と検証を継続的に行っており、その結果をアドミッションポリシーや入学者選抜方法の改善に役立てている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点に係る状況)

準学士課程の入学者対策活動は、入学試験委員会の下部組織である入学者対策専門部会を中心に行っている。中学卒業生人口の減少により、本校でも準学士課程の志願者は減少傾向にある中で、本校ではこれまで毎年度入学定員の1.5倍以上の志願者を集めていたが平成25年度は1.38倍と初めて1.5倍を割り込んだ。しかしこれは単年度のことであり、とりわけ24年度が1.82倍とここ5年間でもっとも高倍率であり、平成26年度が1.62倍であった(資料4-3-①-1:P197)。

いずれにしても、継続的な志願者確保の取り組みは重要であり、本校でも、従来実施してきた中学校訪問や一日体験入学の充実に加えて、中学生や保護者に対しての学校説明会の実施や学習塾訪問、広報資料の充実と増刷配布等の活動を通じて、志願者確保に努めてきた(資料4-3-①-2:P198)。

準学士課程の実入学者数に関しては、入学後の教育効果を考慮して入学定員を大きく上回ることがないように入学者選抜で配慮している。したがって、これまでの実入学者数は、若干の変動はあるものの平均して入学定員の1.05倍以内で推移しており、入学定員と比較しても適正な数となっている。

なお、本校では合格発表後の入学辞退者が過去5年間で2人と非常に少なく、合格者のほぼ全員が入学する状況が続いている。過去に実入学者数が入学定員を下回ったことはなく、補欠合格の措置は採られていない。このことは、各中学校や中学生に対して本校の入学者受入方針の説明が十分なされており、理解されている結果といえる(資料4-3-①-3:P199)。

専攻科課程の実入学者数は、平成24年までの入学定員20名に対して平均25名程度と、例年定員を超えている(資料4-3-①-4:P200)。しかしながら、これは入学定員の1.0倍～1.3倍であり専攻科課程の充実による学校全体の活性化という目的に基づいて行っているものである。福島高専ではH23年の東日本大震災およびそれに続く津波、原発事故を受けて、工学系地元高等教育機関としての使命を考慮し、H25年度から、文部科学省「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業(平成23年度～平成27年度)」の採択を受け、専攻科に、現在の専攻のままどの専攻からでも履修できる「復興人材育成特別コース」を設置した。これにより平成25年から定員を25名に増員したため、現在の実入学者数はきわめて適正であるといえる。また、この実入学者数は、専攻科担当の専任教員の数に比して過大ではなく、教員一人当たりの指導学生人数、教育・研究の指導面、施設・設備面でも支障は出ていない。このことは、本校専攻科の修了生ほぼ全員が学位授与機構の審査に合格して学士の学位を授与されており、(前出資料4-2-②-4:P188)さらに本校の教育プログラムがJABEEの認定(平成23年)を受けたことからもうかがえる。

(分析結果とその根拠理由)

本校においては、これまで準学士課程の実入学者数は入学定員の1.05倍程度で推移しており、専攻科課程においても、実入学者数は入学定員の1.0倍～1.3倍名となっている。したがって、準学士課程

と専攻科課程のいずれにおいても、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっておらず、入学定員と実入学者数との関係は適正であるといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 準学士課程、専攻科課程ともアドミッションポリシーに入学者選抜の基本方針を明確にしてある。
- ・ 準学士課程での入学辞退者数が極めて少なく、実入学者数は入学定員の1.05倍以内で推移しており、入学定員と実入学者数との関係の適正化が十分図られている。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

(3) 基準4の自己評価の概要

準学士課程については、入学試験委員会の下で本校の「教育理念」、「学習・教育目標」にもとづいて「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」及び「各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、教職員や学生ならびに社会に対して十分な周知・公表が行われている。

専攻科課程に関しては、専攻科委員会の下で「専攻科及び各専攻の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、準学士課程と同様に十分な周知が行われている。

準学士課程の入学者選抜は、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」の2つの方法で実施されている。準学士課程（4年次）への編入学者選抜では、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」との2つの選抜方法が実施されている。入学選抜方法、アドミッションポリシーについては、検討、改善を継続的に行っている。また、専攻科課程では専攻科委員会及び専攻科会議が入学者選抜の改善と検証を継続的に行っている。

本校では、準学士課程では入学試験合格発表後の入学辞退者は非常に少なく、また準学士課程・専攻科課程ともに入学定員と実入学者数との関係はきわめて適正である。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

基準5-1-①： 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校準学士課程の教育課程は、低学年次においては基礎学力養成のために講義を主とする一般科目を多く配置し、学年の進行と共に専門的な講義科目や実験・実習科目が多くなる楔形の構成となっている(資料5-1-①-1:P201)。また、「卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目が配置されており、教育の目標を達成するために適切なものとなっている(資料5-1-①-2:P202)。全学科の授業科目系統図を(資料5-1-①-3:P203)に示すが、全ての学科において学科の専門に関する授業が体系的に編成されている。準学士課程の授業水準は、教員の学会活動や他の研究者・技術者との交流、企業等からの非常勤講師との意見交換、企業アンケート結果等を踏まえて決定されており、概ね国家公務員一般職試験(大卒程度試験)レベルとなっており、その内容は学習・教育目標に沿ったものとなっている。授業内容を示すシラバスの一例を(資料5-1-①-4:P213)に示す。

科目構成については、学習・教育目標を達成するのに重要な科目は主に必修科目として開講し、応用や発展的な内容を含んだ科目を主に選択科目として開講している。

授業時間は高等専門学校設置基準第十七条3に従い、1単位時間標準50分の授業を30週で実施している。また、4年生以上では、第十七条4に記載の1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成する学修単位による授業を実施している。その他、定期試験、補講期間、特別活動期間、再試験期間等を設けて35週を確保している(資料5-1-①-5:P214)。

(分析結果とその根拠理由)

国立高等専門学校機構の目的および本校の教育理念に基づき、「学習・教育目標」やそれを分かり易く示した「卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力」が設定されており、それを達成するために適切な教育課程が編成されている。一般科目と専門科目が楔型に配置されており、「卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目が配置されており、教育の目標を達成するために適切なものとなっている。また授業科目系統図が示す通り、学科の専門に関する授業が体系的に編成され、その水準は国家公務員一般職試験(大卒程度試験)レベルとなっている。

基準5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(観点に係る状況)

本校では、特別学修単位として本校以外の教育施設等における学修に対して30単位を超えない範囲(資料5-1-②-1:P215)で単位認定を行っている。このうち、本校で認めた資格検定試験合格者については10単位を超えない範囲(資料5-1-②-2:P216)で単位認定を行っているが、これは学生の多様なニーズに応えるものである(資料5-1-②-3:P217)。また、学術の発展の動向に対応するため、他の教育機関との単位互換協定を締結し(資料5-1-②-4:P218)、相互授

業（資料5-1-②-5:P221）やインターネットを介したeラーニング（資料5-1-②-6:P222）を実施している。さらに、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成が、社会からの要請で本校の責務となったのを受けて、原子力研究開発機構との連携協定を結び（資料5-1-②-7:P224）「放射線管理学概論」、「環境・エネルギー工学概論」、「防災通信工学」を開講している。

本校では学習・教育目標に、(F)情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につけることを挙げていることから、LL 教室内に英語教材システムを導入（資料5-1-②-8:P225）し、英語授業の一部をこのシステムを用いて実施している。また、非常勤講師としてネイティブスピーカーを4名配置（資料5-1-②-9:P226）している。さらに、実用英語技能検定の取得級および TOEIC、TOEFL のスコアに応じて単位の認定（資料5-1-②-10:P227）を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、科学技術の進展や社会の要請及び学生のニーズ等に対応して、その都度教育課程の編成や改訂を実施してきた。その結果、他の教育機関との単位互換やインターネットを介したeラーニング、各種資格検定試験に対して、特別学修として30単位まで認定する制度を整備している。また、本校では国際社会で必要なコミュニケーション能力の養成を目指していることから、LL 教室内に英語教育システムを導入するとともに、ネイティブスピーカーの非常勤を4名配置している。これらのことから、本校の教育課程や授業科目の内容は、学生のニーズや学術の発展動向、社会からの要請等に対して十分配慮したものとなっている。

基準5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

（観点に係る状況）

本校の教育課程は学習・教育目標に沿って適切に配置されており、科目の授業形態は、講義、演習、実験・実習のすべてが採用されている。全単位における講義、演習、実験・実習の比率を（資料5-2-①-1:P228）に示すが、概ね一般科目で5:3:2、工学系専門科目で4:1:5、コミュニケーション情報学科で4:2:4であり、全体的に参加型の授業が多くなっている。

例えば英会話の授業では、主要な目的が話す事であることからネイティブスピーカーが担当し、講義または演習形態の授業ではなく実習形態の授業となっている（資料5-2-①-2:P229）。

機械工学科1年生のモノづくり基礎では、反復練習が理解度・習得度を向上させることから、旋盤、フライス、溶接、手仕上げ等の作業を前期と後期の2度に渡り実施するようにシラバスを工夫している（資料5-2-①-3:P230）。

2年生全員の必修科目であるミニ研究は、教員が与えた課題について、調査・分析、実験・解析、モノづくり等を行いその結果をポスター発表する授業であるが、授業の自由度と学生の自主性を重んじる事から木曜日と金曜日のうちどちらか（両方でも可）で授業を行う事になっている（資料5-2-①-4:P231）。

機械工学科の創作実習では、実習工場での工作等危険な作業が主な授業になるが、学生が操作して

いる機械の状況を教員が一目で把握できるように、機械にシグナルタワーを取り付ける事で安全を図ると共に、機械の停止時間が長い学生には積極的に声をかける等の工夫をしている（資料5-2-①-5:P232）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の授業は、学習・教育目標に応じて講義、演習、実験・実習の全ての授業形態がバランス良く配置されている。特に専門科目では実験・実習の割合が50%程度と高くなっている。また、授業内容に応じて様々な工夫が行われている。

基準5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

（観点に係る状況）

工学系4学科ビジネス系1学科の全ての授業について、シラバスが作成され毎年更新されている（資料5-2-②-1:P233）。さらに、シラバスは印刷物として各クラスに配布するほか、データベース化して、本校ホームページ上に公開している。（資料5-2-②-2:P234）

シラバスには、担当教員、対象学年等、履修/学修単位の別、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画および事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が適切に記載されている（資料5-2-②-3:P235）。また、シラバスの1頁で学修単位についての説明を記載しており、その中で1単位の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間である事を明記し（資料5-2-②-4:P236）、各科目内の「履修上の注意」欄において、学修単位実質化のための自学自習の確認方法について記載している。

学生に対するシラバスに関するアンケート結果を（資料5-2-②-5:P237）に示す。学生のシラバス利用率は、準学士課程で80%、専攻科課程で71%である。学生は、授業内容の確認や成績評価方法の確認、定期試験の準備、予習・復習、選択科目の選択の参考等にシラバスを利用している。一方、教員に対するシラバスに関するアンケート結果を（資料5-2-②-6:P242）に示す。教員は次年度シラバスの作成や授業内容の説明、成績評価説明、進捗状況確認等に利用している。

（分析結果とその根拠理由）

本校においては、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、担当教員、対象学年等、履修/学修単位の別、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画および事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が適切に記載されている。

また、学生は授業内容の把握や定期試験の範囲の確認等でシラバスを活用しており、教員は関連科目の内容確認等でシラバスを活用している。

基準5-2-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

（観点に係る状況）

学生の持っている創造的を高めるために、工学系4学科ではそれぞれの学科の特徴に合わせて創造性を育む授業を実施している(資料5-2-③-1:P243)。例えば、機械工学科では「市民に役立つモノづくり」に関する作品の製作をしている(資料5-2-③-2:P244)。電気工学科では「オリジナルセンサ回路」の設計・製作を行っている(資料5-2-③-3:P245)。物質工学科では「自動制御のライントレーサー」の製作を行っている(資料5-2-③-4:P246)。建設環境工学科では「デザインに優れた立体トラス橋」の製作を行っている(資料5-2-③-5:P247)。

本学全体の創造性を育む教育として全学科2年生を対象に、全教員の指導の下、専門分野の枠を超えた自由な発想・創造性を生かした科目として「ミニ研究」を実施している。研究テーマ(課題)を考え、調査・分析、実験・解析、モノづくりなどを行い、報告書にまとめるとともに、その成果について発表するポスターセッション形式の「ミニ研究発表会」を実施している(資料5-2-③-6:P248)。

また、学科単位の独創的な教育的取り組みの事例として、機械工学科による「異学年協働ループ型のモノづくり教育」(資料5-2-③-7:P250)がある。これは、「市民に役立つモノづくり」をテーマとして、2年生がアイデアを出し、そのアイデアを基に5年生が設計教育の集大成として仕様書、計算書、図面にまとめて2年生に渡し、翌年度、3年生に進級したところで創作実習の課題として部品加工から組み立てまでを行う。4年生は昨年の経験からモノづくりの楽しさ、難しさを3年生に伝えるという授業である。このシステムにより、学生は講義、実験・実習を受け身でなく主体的に学ぶようになり、設計・製作することの難しさと完成の喜びを実際に体験する事ができるようになる。これは、課題を達成するためのアイデア創出、計画立案、実現等を学生に遂行させる独自の学習・教育方法である。

全学科4年次において、主に長期の夏季休業期間中に企業や官公庁等での原則2週間にわたるインターンシップを必修科目とし、終了後報告書作成と実習報告会での口頭またはポスター発表を行っている。また、インターンシップの単位として「校外実習」または「実務研修」として1単位の認定を行っている(資料5-2-③-8:P251)。

(分析結果とその根拠理由)

本校においては、「創作実習」、「ミニ研」等、学年進行に合わせて創造性を育むための教育が展開され、実施されている。また、4年次のインターンシップを必修科目に設定し、実習報告書の作成や実習報告会の開催を通して、企業や社会の技術について考えさせ、創造性や実践性を育む教育を積極的に行っている。

基準5-3-①： 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

(観点に係る状況)

本校は「広く豊かな教養と人間力の育成」を教育理念として掲げている。具体的には、学習・教育目標として示している「(A)地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。」ことである。

このため、一般科目として「技術者倫理(資料5-3-①-1:P252)」、「法学概論」、「経済

学概論」、「産業経済史」を開講するとともに、専門科目の環境に関する授業として、機械工学科の「環境工学」、電気工学科の「環境工学」、物質工学科の「基礎生物学」、「細胞遺伝子工学」、「環境科学」、「環境工学」、「生命科学」、建設環境工学科の「環境科学基礎」、「環境科学Ⅰ」、「環境科学Ⅱ」、「環境工学」、「建設環境法規」、コミュニケーション情報学科の「環境科学Ⅰ」を開講している。

1～3年生では1単位分の時間を時間割上に確保し学習指導や生活指導等に活用しており、3年間で90単位時間の特別活動を実施している（資料5-3-①-2:P253）。また、毎朝、8:30～8:40にショートホームルームが担任により行われており、学生の遅刻・欠席の確認、生活指導に役立てられている。その他、毎年秋に2日間の学年学科行事日（資料5-3-①-3:P254）を設けており、低学年次は学年・クラス内の交流を深めるための活動、3年生以上は進路選択や職業選択のための工場や施設または大学等の見学会を行っている。課外活動では、部活動として文化部と運動部に分かれて活動をしている。また、規定の人数に満たない団体が目的に沿って活動できるように愛好会の活動も認めている（資料5-3-①-4:P255）。

学習・教育目標には「(E)モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける」ことが掲げられている。これを人間性の面から補うために高専が主催する各種コンテストへの参加を勧めている。各種コンテストの具体例としてロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンペティション、スピーチコンテストがある。

これらの活動を通じて、人や社会や環境に配慮できる能力を有する人間性の涵養を図るように配慮している。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教育理念に掲げた人間力の育成を図るため、一般教育として「技術者倫理」や環境に関する講義を行っている。また、高等専門学校設置基準に従い1学年～3学年において3年間で90時間に及ぶ特別活動を実施している。さらに、毎朝行われる授業前のショートホームルーム、学年学科行事、課外活動、各種コンテストへの出場を通じて、本校が掲げている学習・教育目標に照らした人間性の涵養に努めている。

基準5-4-①： 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

成績評価は「福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則（資料5-4-①-1:P256）」として定めてあり、学生便覧として全学生および各教室に1部配布されている。この規則の中には、追試（定期試験を欠席した者に対する追加の試験）と再試（単位を修得できなかった者に対する再度の試験）の実施方法や成績評価方法についても記述されている。準学士課程の学生に対して行った成績評価に関するアンケート調査によれば、これらの規則が良く周知されていることが分かる（資料5-4-①-2:P257）。

科目の成績評価方法についてはシラバスに記載されており（資料5-4-①-3:P263）、教員はこの成績評価方法に従って科目の評価を行うこととされている。特に学修単位科目については、授業

時間以外に実施する自学自習の課題に関する評価割合を明記し学生に周知しているとともに、これに従って評価を行っている。科目の評価がシラバスに従って厳格に行われていることは、エビデンスとして保管されている成績評価資料からも確認できる（資料5-4-①-4:P264）。また、進級・卒業認定に関しては、教務委員会で準備した資料を基に全教員が参加する教員会議で確認され、校長が認定していることから、適切に運用されている（資料5-4-①-5:P265）。

成績に関する意見の申し立ては、試験問題返却時に採点ミス等の疑義を担当教員が直接受け付けると共に、成績確定後であっても、本人が直接またはクラス担任を通じて教務委員会に申し立てが可能である。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、成績評価に関して「福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」が定められており、この規則に従って適切に運用されている。また、成績評価方法については学生に良く周知されている。科目の成績評価方法については、学修単位を含めシラバスに記述されていると共に、具体的な成績評価の算出結果についてはエビデンスが保管されており、必要に応じてシラバス通りの成績評価方法であることが確認できる。

＜専攻科課程＞

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

(観点に係る状況)

準学士課程の「卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力」と専攻科課程の「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」は互いに対応しており、専攻科課程の方がより専門的に発展しているものである。専攻科課程の科目系統図(資料5-5-①-1:P268)では、準学士課程からの科目の流れが連続的に進展していることが分かる。また、専攻科の一般科目である倫理学のシラバスを(資料5-5-①-2:P276)に示すが、準学士課程の技術者倫理(資料5-5-①-3:P277)に比較してより発展している内容であることが分かる。

(分析結果とその根拠理由)

本校の専攻科課程では、「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」の各項目について、準学士課程からの連続性が確保されており、かつ科目内容もより専門的に発展している。以上の理由から、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっている。

観点5-5-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校専攻科課程の教育課程は、一般科目、専門関連科目、専門科目の3つより成り立っており、一般科目と専門関連科目は各専攻共通科目となっている。また、「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目について必修科目が配置されており(資料5-5-②-1:P278)、教育の目標を達成するために適切なものとなっている。全専攻の授業科目系統図を(資料5-5-①-1:P268)に示すが、全ての専攻において専門に関する授業が体系的に編成されていると共に、大学評価・学位授与機構が授与する学士の学位区分に対応した専攻および科目編成になっている。

特に、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力で3)工学系-ビジネス系科目の協働(シナジー)効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を掲げていることから、専門関連科目において「新事業開発ⅠおよびⅡ」や「産業技術論」、「産業財産権」等の経営系科目の導入を図っている。

科目構成については、学習・教育目標を達成するのに重要な科目は主に必修科目として開講し、応用や発展的な内容を含んだ科目を主に選択科目として開講している。

授業時間は高等専門学校設置基準第十七条4に記載の1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成する学修単位による授業を実施している。その他、定期試験、補講期間、特別活動期間、再試験期間等を設けて35週を確保している。

(分析結果とその根拠理由)

国立高等専門学校機構の目的および本校の教育理念に基づき、「学習・教育目標」やそれを分かり易く示した「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」が設定されており、それを達成するために

適切な教育課程が編成されている。科目は一般科目、専門関連科目および専門科目で構成され、「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目が配置されており、教育の目標を達成するために適切なものとなっている。また授業科目系統図が示す通り、専攻の専門に関する授業が体系的に編成され、大学評価・学位授与機構が授与する学士の学位区分に対応した専攻および科目編成になっている。

観点5-5-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(観点に係る状況)

本校では、学生のニーズにより、大学や他の高等専門学校専攻科で開設されている授業科目の履修に対して20単位を限度として単位を認定すると共に、本校で認めた資格検定試験合格者に対する単位認定を行っている(資料5-5-③-1:P279)。また、学術の発展の動向に対応するため、他の教育機関との単位互換協定である「福島県高等教育協議会加盟大学間相互単位互換」や「茨城大学・茨城工業高等専門学校及び福島工業高等専門学校間における単位互換に関する協定」を締結し(資料5-5-③-2:P280)積極的に外部単位の取得を認めている。さらに、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成が、社会からの要請で本校の責務となったのを受けて、原子力研究開発機構との連携協定を結び「復興人材育成特別コース」を開設している(資料5-5-③-3:P283)。

本校では学習・教育目標に、(F)情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につけることを挙げていることから、海外インターンシップを積極的に進めている。平成25年度には、フランスに9名、オーストラリアに1名、中東に2名、中国に1名の合計13名が海外でインターンシップを行っている(資料5-5-③-4:P284)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、科学技術の進展や社会の要請及び学生のニーズ等に対応して、他の教育機関での履修や単位互換、各種資格検定試験について特別学修として単位認定する制度を整備している。また、本校では国際社会で必要なコミュニケーション能力の養成を目指していることから、海外インターンシップを積極的に推進している。これらのことから、本校の教育課程や授業科目の内容は、学生のニーズや学術の発展動向、社会からの要請等に対して十分配慮したものとなっている。

観点5-6-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(観点に係る状況)

本校の教育課程は学習・教育目標に沿って適切に配置されており、科目の授業形態は、講義、演習、実験・実習のすべてが採用されている。全単位における講義、演習、実験・実習の比率を(資料5-6-①-1:P285)に示すが、概ね一般科目で3:7:0、工学系専攻で5:0:5、ビジネスコミュニケーション学専攻で3:1:6であり、全体的に参加型の授業が多くなっている。修了時に身に付けるべ

き学力および資質・能力のうち（6）情報技術を活用した、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力の欄においては、実践を重視することから実験・実習の割合が100%となっている。

例えば産業技術論（資料5-6-①-2:P286）では、様々な分野・産業・業界の最新の知識を得るために、本教の教員だけでなく東北大学をはじめとした近隣の大学教員がオムニバス形式で講義を担当する授業となっている。また、特別セミナー（資料5-6-①-3:P287）は、自分の専門分野以外の知識を修得し見識を広げることを目的としていることから、他専攻の教員のセミナーを受ける授業となっている。

（分析結果とその根拠理由）

本校の授業は、学習・教育目標に応じて講義、演習、実験・実習の全ての授業形態がバランス良く配置されている。また、授業内容に応じて様々な工夫が行われている。

観点5-6-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

（観点に係る状況）

全専攻の全ての授業についてシラバスが作成され、毎年更新されている（資料5-6-②-1:P288）。さらに、シラバスは印刷物として各クラスに配布するほか、データベース化して、本校ホームページ上に公開している。

シラバスには、担当教員、対象学年等、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画および事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が適切に記載されている（資料5-6-②-2:P268）。また、シラバスの1頁で授業時間についての説明を記載しており、その中で1単位の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間である事を明記し（資料5-6-②-3:P290）、各科目内の「履修上の注意」欄において、学修単位実質化のための自学自習の確認方法について記載している。

学生は、授業内容の把握や学習・教育目標との関連付け、授業の予習、定期試験での試験範囲の把握、評価方法の確認等にシラバスを利用しており、一方、教員は授業準備や授業の進捗スピードの確認、評価方法の確認、関連する他の授業内容の確認等に利用している。

（分析結果とその根拠理由）

本校においては、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、担当教員、対象学年等、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画および事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が適切に記載されている。

また、学生は授業内容の把握や定期試験の範囲の確認等でシラバスを活用しており、教員は関連科目の内容確認等でシラバスを活用している。

観点5-6-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

(観点に係る状況)

学生の持っている創造的能力を高めるために、各専攻ではそれぞれの専攻の特徴に合わせて創造性を育む授業を実施している。例えば、機械・電気システム工学専攻では「創造工学演習」で機械工学と電気工学の知識・技術を融合して具体的な機器やシステムを製作している(資料5-6-③-1:P291)。物質・環境システム工学専攻では「物質・環境システムデザイン演習」で与えられた課題について、それを解決するための方策を複数提示し、最適解を表現することを行っている(資料5-6-③-2:P292)。ビジネスコミュニケーション学専攻では「ビジネス創造演習」で市場に受容される具体的なモノのデザインを行っている(資料5-6-③-3:P293)。

全専攻1年次において、主に長期の夏季休業期間中に企業や官公庁等での原則4週間(震災後は受入企業の要望等により2週間以上)にわたるインターンシップを必修科目とし、実践的教育を行っている(資料5-6-③-4:P294)。また、英語でのコミュニケーション能力を養成する方策として海外インターンシップも積極的に進めており、平成25年度においては14名の学生がフランス(9名)、オーストラリア(1名)、中東(2名)、中国(2名)に渡航している。インターンシップ終了後は報告書作成と報告会でのポスター発表を行っている。また、インターンシップの単位として2単位の認定を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

本校においては、各専攻において創造性を育むための教育が展開され、実施されている。また、1年次のインターンシップを必修科目に設定し、実習報告書の作成や報告会の開催を通して企業や社会の技術について考えさせ、創造性や実践性を育む教育を積極的に行っている。さらに、英語によるコミュニケーション能力の養成のため海外インターンシップも積極的に進めている。

観点5-7-①： 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

専攻科課程では、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力において「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養」を掲げていることから、教養教育が重要であると認識している。このため一般科目(資料5-7-①-1:P295)において倫理学、科学技術史、現代英語を、さらに専門関連科目(資料5-7-①-2:P295)においてビジネス英語、現代化学、環境解析評価論を開講している。

特別研究では、基本的に大学と同じように研究室に配属され、研究テーマに沿って教員の指導のもと研究活動を行うが、基本的に少人数教育であることから各研究室とも1、2名の配属となっている。また、実験や実験機器の製作が伴うような研究テーマについては、モノづくり教育研究支援センターの技術系職員による支援を受けることができる。

特別研究を計画通りに進めるためと進捗状況を確認するために、専攻科修了までの2年間で3回の中間発表と最終発表の計4回の発表会(資料5-7-①-3:P296)を実施し、その都度専攻科教員による評価を行っている。また、研究成果を広く市民に知ってもらうために、学外による一般公開の発表会も実施している。なお、特別研究の成果は「専攻科特別研究論文集」として冊子にまとめ公表

する他、学会等での発表を修了要件としている（資料 5-7-①-4:P298）。

（分析結果とその根拠理由）

専攻科課程では、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力で掲げている「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養」に照らして、一般教養教育を適切に行っている。

特別研究では、教員一人当たりの担当学生数が少数でありきめ細かな指導が可能であり、さらに研究テーマによっては技術系職員の支援を得ることができる。また、研究を計画通りに進めるためと進捗状況を確認するために、専攻科修了までの2年間で3回の中間発表と最終発表の計4回の発表会が実施される等、適切な研究指導が行われている。

観点 5-8-①： 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

成績評価は「福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則（資料 5-8-①-1:P299）」として定めてあり、学生便覧として全学生に1部配布されている。この規則の中には、追試（定期試験を欠席した者に対する追加の試験）の実施方法についても記述されている。また、単位追認試験（単位を修得できなかった者に対する再度の試験）については、「専攻科生「単位追認試験」実施要領（資料 5-8-①-2:P300）」に記されている。専攻科課程の学生に対して行った成績評価に関するアンケート調査によれば、これらの規則が良く周知されていることが分かる（資料 5-8-①-3:P301）。

科目の成績評価方法についてはシラバスに記載されており、教員はこの成績評価方法に従って科目の評価を行うこととされている。特に学修単位科目については、授業時間以外に実施する自学自習の課題に関する評価割合を明記し学生に周知しているとともに、これに従って評価を行っている。科目の評価がシラバスに従って厳格に行われていることは、エビデンスとして保管されている成績評価資料からも確認できる。また、単位認定および修了認定に関しては、専攻科委員会および JABEE 自己点検書作成専門部会で準備した資料を基に全専攻科担当教員が参加する専攻科会議で確認され、校長が認定していることから、適切に運用されている（資料 5-8-①-4:P307）。

成績に関する意見の申し立ては、試験問題返却時に採点ミス等の疑義を担当教員が直接受け付けると共に、成績確定後であっても、本人が直接または各専攻長を通じて専攻科委員会に申し立てが可能である。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、専攻科の成績評価に関して「福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則」および「専攻科生「単位追認試験」実施要領」が定められており、これらの規則に従って適切に運用されている。また、成績評価方法については学生に良く周知されている。科目の成績評価方法については、自学自習の評価方法も含めシラバスに記述されていると共に、具体的な成績評価の算出結果についてはエビデンスが保管されており、必要に応じてシラバス通りの成績評価方法であることが確認できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

<準学士課程>

- ・ 卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている。
- ・ 社会からの要請を受けて、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成科目を設けている。
- ・ 専門分野の枠を超えた自由な発想力および創造性を育む教育として、全学科2年生を対象に「ミニ研究」を開講している。
- ・ 豊かな人間性の涵養を図るため、倫理教育および環境教育が充実している。

<専攻科課程>

- ・ 修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている。
- ・ 学習・教育目標に工学系-ビジネス系科目の協働（シナジー）効果を掲げ、専門関連科目として経営系科目を開講している。
- ・ 社会からの要請を受けて、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する「復興人材育成コース」を設けている。
- ・ 創造性を育む科目として、全専攻にエンジニアリングデザイン科目を開講している。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし。

(3) 基準5の自己評価の概要

<準学士課程>

本校の学習・教育目標に沿って、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている等、教育の目的を達成するために適切な授業科目の配置となっている。また、授業科目の内容は、特に東日本大震災以降の社会の要請に応えるように配慮しており、授業形態のバランスも学習・教育目標に応じて、講義、演習、実験・実習の比率が適切に配分されている。これらの源となる授業内容および評価方法に関しては、シラバスが作成され学生に配布されている。

創造性を育む授業としては、各学科独自の「創作実習」や全学科共通の「ミニ研究」を設けていると共に、4年次においてインターンシップも必修科目としている。また、人間性の涵養のために一般科目として「技術者倫理」の具体的な科目を設けている。

成績評価、進級・卒業認定に関しては、「福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」が整備されており、これに従って適切に実施されている。また、評価の適切性については、保管しているエビデンスを必要に応じて閲覧することで確認することができる。さらに、これらの規則については学生に周知されている。

<専攻科課程>

本校の学習・教育目標に沿って、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている等、教育の目的を達成するために適切な授業科目の配置となっている。また、

授業科目の内容は、特に東日本大震災以降の社会の要請に応えるように「復興人材育成コース」を設けており、授業形態のバランスも学習・教育目標に応じて、講義、演習、実験・実習の比率が適切に配分されている。これらの源となる授業内容および評価方法に関しては、シラバスが作成され学生に配布されている。

創造性を育む授業としては、各学科独自の「システム創造演習」が設けていると共に、1年次においてインターンシップも必修科目としている。近年は海外インターンシップも積極的に進めており、英語でのコミュニケーション能力の育成に役立てている。人間性の涵養のために一般科目として「倫理学」の具体的な科目を設けている。

成績評価、進級・卒業認定に関しては、「福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則」および「専攻科生「単位追認試験」実施要領」が整備されており、これに従って適切に実施されている。また、評価の適切性については、保管しているエビデンスを必要に応じて閲覧することで確認することができる。さらに、これらの規則については学生に周知されている。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①: 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点に係る状況)

準学士課程における卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目に、必修科目が設定されている（資料6-1-①-1:P308）。また、必修科目を全て修得しなければ卒業することかできない（資料6-1-①-2:P309）ため、卒業時には必ず卒業時に身に付けるべき学力及び資質・能力の全項目を達成していることになる。

専攻科課程においても、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全ての項目に必修科目が設定されている（資料6-1-①-3:P310）。また、必修科目を全て修得しなければ修了することができないため、修了時には必ず修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目を達成していることになる。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、準学士課程および専攻科課程とも、卒業・修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目を設定している。また、必修科目の修得が卒業および修了要件となっていることから、卒業時または修了時には、卒業・修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目を達成していることになる。

観点6-1-②: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

本校では、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を全6項目定めているが、それらの全ての項目に必修科目が設定されている。従って、各学年の進級時には全ての項目を満足することはできないが、卒業（修了）時には、全ての項目を満足することになる。入学者数に対する卒業生数の卒業（修了）率を（資料6-1-②-1:P311）に示す。ほとんどの学生が卒業（修了）していることが分かる。

本校は、学習・教育目標に国際的なコミュニケーション能力を掲げている。このため、準学士課程3、4、5年生と専攻科課程1、2年生にTOEIC IP試験の受験を義務付けている。平成21年度から平成25年度までの学年平均点を（資料6-1-②-2:P312）に示す。本校としてはTOEIC 400点を専攻科修了の一応の目安としているが、専攻科の修了生は全てTOEIC 400点を満足して修了しており、それなりの成果が上がっているものと考えている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、毎年90%以上の学生が上位の学年に進級し、特に5年生は97%以上が卒業要件を満たして卒業する状況になっている。また、近年多くの学生が各種資格検定試験にチャレンジし、合格また

は資格取得後に、本校が定める特別学修として単位認定を受けている。このような学生は年々増えており、本校学生の学力や資質・能力が着実に向上していることを示している。さらに、卒業研究や特別研究については、その成果を学会等で発表する学生が多くなり、その発表件数の増加とともに発表内容も年々向上している。以上のことから、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、特別研究などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-③： 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況）

＜準学士課程＞

平成21年度から平成25年度までの準学士課程卒業生および専攻科課程修了生の就職・進学状況を（資料6-1-③-1:P313）に示す。

準学士課程では50.5%の学生が就職し、47.1%の学生が進学している。5年間の平均求人倍率は約17.9倍と高く、就職率および進学率がほぼ100%であることから、本校の卒業生は勉学意識が強くかつ社会から強く求められていることが分かる。

専攻科課程では80.7%の学生が就職し、17.6%の学生が大学院に進学している。専攻科生の就職に関しては自由応募が主であるため求人倍率は不明であるが、学生が就職を希望する企業にはほとんど受験可能である。

平成25年度の産業別就職状況を（資料6-1-③-2:P314）に示す。卒業生・修了生は製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業に就職している者が多く、その割合は68.3%である。一方、本校ではコミュニケーション情報学科がビジネス系であることから、情報・通信業に就職する者も多い。

平成25年度の進学先一覧を（資料6-1-③-3:P316）に示す。進学先はほとんどが国立の工学・理学系であるが、コミュニケーション情報学科からは文系への進学も多い。専攻科から大学院への進学も見られる。

これらの状況から、準学士課程および専攻科課程において、学習・教育目標に対する教育の成果は上がっていると考えられる。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程では、企業からの求人倍率が高く就職先は工学系では製造業、ビジネス系では情報・通信業に就職する割合が高い。また専攻科課程でも工学系は製造業、ビジネスコミュニケーション学専攻では公務員に就職する割合が多い。大学（院）進学率は準学士課程では約47%であり、専攻科課程では17.6%である。これらの現状は、本校の教育目標に対する教育の成果による者と思われる。以上のことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-④： 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

本校では、学生自身による科目の理解度調査および学習・教育目標の達成度調査、授業評価アンケートを実施している。

科目の理解度評価(資料6-1-④-1:P317)は全ての科目について定期試験直前の授業で実施されるもので、定期試験範囲についての理解度を10点満点で評価するものである。その結果は科目担当教員が集計し、定期試験の結果と理解度評価の結果を比較しながら、授業改善に結びつけるものである。

学年末には、全科目の全範囲についての理解度評価が明らかになるが、それらの結果を踏まえて学生自身が総合的に「学習・教育目標」の達成度を評価するものが学習等達成度記録簿(資料6-1-④-2:P318)である。この学習等達成度記録簿は学生自身の個人カルテのようなものであり、学習・教育目標の各項目に対して100点満点で評価・記録し、次年度への目標を定めることになる。

学生に対する授業に関するアンケート調査として、授業評価アンケート(資料6-1-④-3:P319)を実施している。この中の調査項目に、「授業を理解できたと思う。」というものがあるが、平成21年以降にゆっくと理解度が上がっている事がわかる(資料6-1-④-4:P320)。

これらの調査を俯瞰すると、科目の理解度評価結果や学習・教育目標の評価結果は概ね良好なことから、授業評価アンケートでの理解度が改善してきていることから、教育の成果が上がっているものと判断される。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、学生自身が行う評価として科目の理解度評価および学習等達成記録簿があり、また、学生に対するアンケートとして授業評価アンケートがある。これらの結果を総合的に評価すると、教育の効果が上がっていると判断される。

以上より、学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-⑤： 卒業(修了)生や進路先等の関係者から、卒業(修了)生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業(修了)後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

本校では、JABEE受審時の3年前に卒業生および修了生と卒業生(修了生)が入社した企業に対してアンケートを実施したが、昨年度末に改めて、この両者にアンケートを実施した。

企業に対して実施した、「本校の学習・教育目標が採用した卒業(修了)生に備わっているかどうか」のアンケート結果を(資料6-1-⑤-1:P321)に示す。学習・教育目標の6項目全てについて、「十分に満足できる」と「ある程度満足できる」が50%以上を占めている。

また、卒業生に対して実施した、「本校の学習・教育目標は身に付いたか?」のアンケート結果を(資料6-1-⑤-2:P330)に示す。「身に付いた」と「ある程度身に付いた」を合わせて50%以上

を占めている。

これらの結果より、教育の成果が上がっていると判断される。

(分析結果とその根拠理由)

卒業（修了）生及び企業に対してアンケート調査結果より、本校の学習・教育目標を身に付けて卒業（修了）したことや、採用された卒業生が学習・教育目標を身に付けていると企業側が感じていること等が明らかになった。

以上のことより、卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しており、また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 準学士課程及び専攻科課程の「卒業（修了）までに身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目を配置している。このため、卒業（修了）要件を満足することで、「卒業（修了）までに身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目を満足する。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし。

(3) 基準6の自己評価の概要

本校では、学習・教育目標毎に設定した「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目を配置しており、卒業（修了）要件を満足することで、「卒業（修了）までに身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目を満足する。

卒業（修了）生の就職先は工学系では製造業、ビジネス系では情報、通信業、公務員等が多く、本校の教育内容が活かされている。進学についても工学系・ビジネス系とも、準学士課程の専門分野と同じ学部・学科に進学している。

学生本人からのアンケート調査によれば、教育の成果が上がっていることが分かり、また、卒業生および関係企業に対するアンケート調査によれば、本校の「学習・教育目標」を満足して卒業していることが分かる。

以上のことより、教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっている。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点到係る状況)

準学士過程では、入学式の翌日に新入生全員に対してオリエンテーションを実施(資料7-1-①-1:P338)している。オリエンテーションの目的は、学生生活の基本方針並びに専門学科の内容を理解させ本校学生としての自覚を持たせることと、円滑な学校生活を送らせるため本校の施設利用方法を理解させ併せて必要な教材の配布を行うことである。このオリエンテーション内のガイダンスでは、学生便覧と全授業科目のシラバスを学生全員に配布し、5年間でどのような科目をどのように履修するのかについて説明を行っている。留学生を含めた編入学生についてのガイダンスは、教務委員会により入学式の午前中に実施している(資料7-1-①-2:P339)。

準学士課程では学級担任制を採用しており、1年次と2年次の学級担任は一般教科教員が、3年次から5年次までの学級担任は専門学科教員が担当している。担任は毎朝8時30分から8時40分までショートホームルームを実施しており、学生の登校状況を確認するほか諸連絡を行っている(資料7-1-①-3:P340)。また、1年次から3年次までは、高等専門学校設置基準で定められている特別活動が授業時間として確保されており、この時間を利用して担任は、学生の生活状況や学習状況の把握、悩みに対する助言等を行っている(資料7-1-①-4:P341)。

専攻科課程においても、入学式の翌日に新入生全員に対してガイダンスを実施している(資料7-1-①-5:P343)。ガイダンスでは、時間割表や行事予定表等の配布を行う他、JABEEに関する講話、授業に関すること、選択科目の履修方針等について説明を受ける。

専攻科課程では準学士課程のような担任制は無いものの、各専攻長が専攻学生の相談役となっている(資料7-1-①-6:P344)。

学校全体の取り組みとして、オフィスアワーの設定がある。学生からの相談や質問については研究室において随時応えているものの、確実に対応できる時間を確保するために全教員がオフィスアワーを設定しており、前期・後期ごとに教務委員会が取り纏めて教室に掲示している(資料7-1-①-7:P345)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、準学士課程および専攻科課程とも、学生が学習を進める上で必要なガイダンスが実施されている。また、学生が自主的に学習を進める上での相談・助言を行う担任制度や専攻長制度が整備され、機能している。また、オフィスアワーを設定して学生の相談、質問等に対応している。

観点7-1-②： 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

(観点到係る状況)

自主的学習環境として、本校ではコモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を学生に提供している。

コモンスペースは、一般科目を含めた専門学科棟内の教員研究室正面に位置する共有スペースであり、スペース内には共用の机と椅子が配置されている。原則平日 8:30-19:00 まで誰でも自由に使用することができる。土日祝日および平日 19:00 以降は、施設使用許可願いを教務係に提出し許可を得た上で使用することができる。

図書館は、平日 8:30-20:00 と土曜日 9:00-16:00 まで開館している。さらに定期試験期間中は日祝日も 9:00-16:00 まで開館している。平成 25 年度の図書館の利用者数、土日祝日の入館者数を（資料 7-1-②-1:P346）に示す。図書館には閲覧用の座席が 62 席、蔵書検索用のコンピュータ 1 台、コピー機 1 台、web 検索性用コンピュータ 7 台を設置している。図書館には教科書・各種資格検定試験の参考書を配架しているが、教員が学生の自習に益する図書を「学生用図書」として推薦し、図書館運営委員会で審議の上購入する制度も機能している（資料 7-1-②-2:P348）。

LL 教室には、学生用の自学自習システム（アルクネットアカデミー、スーパー英語アカデミックエクスプレス 2）を導入し、火・水・木の放課後から 19:00 まで学生に開放している（資料 7-1-②-3:P349）。LL 教室の平成 25 年度における使用状況を（資料 7-1-②-4:P350）に示す。

情報処理教育センター内にある情報基礎演習室は、平日の放課後 17:15-19:00、土曜日の 9:00-15:50 までを学生に開放し、自学自習の場として活用されている（資料 7-1-②-5:P351）。

定期試験期間中には、学生ホールを 15:30 分から 20:00 まで自習用として開放するほか、教室施設等の 19:00 以後にスクールバス等を待つ学生のため第 4 ゼミ室も解放している。

（分析結果とその根拠理由）

学生の自主的学習環境として、コモンスペース、図書館、LL 教室、情報処理教育センター等が設置されており、授業時間以外や土日祝日も解放され学生の自主的学習に有効に利用されている。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

準学士課程においては、毎年 6 月に教務委員会が中心となって「学級委員長との懇談会」を実施し、クラス毎にまとめられたニーズを把握している（資料 7-1-③-1:P352）。これらの要望に対する回答は、教務委員会や学生委員会等の関係委員会毎に検討され、学校側の回答として学生と教員に公表している。

専攻科課程では、学級担任制度の代わりに専攻科長が担当専攻の学生の世話をすることになっている。このため専攻科長は適切に学生の要望を把握するように努めている。また、専攻科課程では少人数教育のため特別研究担当教員の役割が相対的に大きい。特別研究担当教員は学生と緊密にコミュニケーションを取りニーズの把握に努めている。

資格試験および検定試験の種類や年間スケジュールを作成し（資料 7-1-③-2:P354）、学生本人及び保護者に提示しており、資格試験受験のための支援体制が整っている。資格試験の合格件数の一例を（資料 7-1-③-3:P355）に示す。準学士課程および専攻科課程とも、学校が必要と認めている資格試験は特別学修として単位認定が行われるため比較的多くの学生が資格試験への受験にチャレンジしている。

外国留学を希望する学生のために、「外国に留学を希望する学生の休学・復学に関する申し合わ

せ」を設定し、休学・復学の扱いが学生の不利にならないようにしている。現在までの長期海外留学生者を（資料7-1-③-4:P356）に示す。また、専攻科課程1年生に対しては、海外インターンシップとしてフランスまたはオーストラリアに2ヶ月間滞在するプログラムも展開している（資料7-1-③-5:P357）。

（分析結果とその根拠理由）

学習支援に関する学生のニーズを把握するために、準学士課程では「学級委員長との懇談会」を毎年開催し、関係委員会で検討し学校側の回答として公表している。専攻科課程では、クラス担任の役割を果たす専攻長や特別研究担当教員が、学生のニーズを把握するように努めている。各種資格試験の年間スケジュールを作成し学生本人及び保護者に配布している。また、海外留学を希望する学生に対して、復学後に不利にならないような配慮をしている。

観点7-1-④： 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

（観点到に係る状況）

外国人留学生に関する学習支援は、「福島工業高等専門学校外国人留学生規則（資料7-1-④-1:P358）」に基づき「『外国人留学生規則』の実施に関する申し合わせ（資料7-1-④-2:P359）」を定め、国際交流室が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1名と寮生1名の計2名を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、学習・生活両面の様々な相談に対処する体制を整えている（資料7-1-④-3:P361）。

高等学校からの編入学生に対しては、編入学前に教科書と自学用教材を学生宅に郵送するほか、学生を学校に呼んで個別に指導を行っている（資料7-1-④-4:P362）。入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く高専生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導（資料7-1-④-5:P363）を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

現在、準学士課程4年に視覚に障害のある学生が1名在籍している。入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な学習支援方針を決定した。教室での座席配置に配慮し黒板の文字が見え易くすると共に、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長等の措置を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

外国人留学生や高等学校からの編入学生、障害のある学生等の特別な支援が必要と考えられる学生について、国際交流室、教務委員会、学級担任が中心となり学習支援を行っている。以上により、特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制は整備され、必要に応じた学習支援が行われていると考えられる。

基準7-1-⑤： 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

(観点に係る状況)

学生委員会の管轄である学生の部活動は、新聞局、文化部、体育部、研究部から構成されているが、全ての団体に指導教員が配置(資料7-1-⑤-1:P364)されており、指導および助言を与えている。また、実践指導が必要な団体については外部コーチを依頼(資料7-1-⑤-2:P366)し、部活動に対する円滑かつ効率的な指導体制を整えている。さらに現在では、必要に応じてOB教員等を特命教員として任命(資料7-1-⑤-3:P367)し、遠征の際の引率業務や祝休日の指導および安全管理を行う制度を整備している。原則全ての部活動には指導教員が同席すること、また、校外活動については校長の許可を得ることから、適切な責任体制の下で部活動が行われていると考えている。学生委員会は年1度全て部活動顧問による「クラブ顧問会議」を開催し、大会運営や部活動予算等について話し合っている(資料7-1-⑤-4:P368)。部活動予算は、学生から徴収する学生会費によって編成されるが、大会等の参加のための遠征費の一部は保護者後援会からの支援により賄われている。

(分析結果とその根拠理由)

全ての部活動団体に指導教員が配置され、適切な責任体制の下で部活動が行われている。以上のことから、学生の部活動等への支援体制が整備され有効に機能している。

基準7-2-①： 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学生の生活や経済面に関する支援組織として学生委員会、学生相談室、男女共同参画・キャリア教育支援室を整えている。

学生委員会(資料7-2-①-1:P369)は主に生活指導・交通指導・学生会を担当し、学生の厚生補導に関する活動を行っている。

学生相談室(資料7-2-①-2:P370)は勉強・友人関係・寮生活・クラブ活動・セクシャルハラスメント等に対する悩みを担当し、適切な助言をしている。学生相談室では、昼休み時間は相談室員として教員が対応し、放課後には臨床心理士(4日間/週)と精神科医(不定期)によるカウンセリングを行っている。さらに定期健康診断時には全学生に「問診票」を記入させ、学級担任およびカウンセラーが確認後、気に懸る学生にはカウンセリングを勧めている。相談内容は修学上の問題及び体調不安等が多く、相談内容によっては担任との連絡を密にとりながら学生支援を行っている。学生相談室への相談は年々増加傾向にある(資料7-2-①-3:P371)。

男女共同参画・キャリア教育支援室(資料7-2-①-4:P372)は、学生のキャリア形成教育に関することや女子学生への支援を行っており、主として女子学生対象のキャリア形成支援講演会やOGアドバイザーによる女子学生への助言・支援等の活動を行っている。

経済的支援を必要としている学生の相談は主に担任が受ける。支援に必要な奨学金や授業料免除に関する情報は学生支援係から得られ、担任を通して周知している。授業料免除や奨学金に関する実績を(資料7-2-①-5:P373)に示す。

(分析結果とその根拠理由)

学生の生活に対応する体制として、学生委員会、学生相談室、男女共同参画・キャリア支援室が整備されており、適切な指導や助言を行っている。また、各種奨学金制度や授業料免除制度も整備され、経済的に就学困難な学生への支援に活用されている。

基準7-2-②： 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

外国人留学生に関する生活支援は、「福島工業高等専門学校外国人留学生規則」に基づき「『外国人留学生規則』の実施に関する申し合わせ」を定め、国際交流室や寮務委員会が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1名と寮生1名の計2名を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、生活面の様々な相談に対処する体制を整えている。具体的な生活支援項目は、外国人留学生の居室を1人1室とすること、寮内の各フロアーに日本人学生と留学生を混在させてお互いの交流が図れるよう配慮していること、外国人留学生専用のシャワー室を設けていること、宗教上の理由で自炊をする留学生のために調理設備が整った補食室を設けている（資料7-2-②-1:P374）こと等が挙げられる。

高等学校からの編入学生に対しては、入学前に学生を学校に呼んで個別に生活に関する助言を与えるとともに、入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く高専生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

現在、準学士課程4年に視覚に障害のある学生が1名在籍している。入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な生活支援方針を決定した（資料7-2-②-2:P375）。教室での座席配置に配慮し黒板の文字が見え易くすると共に、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長、寮内の階段への蛍光目印の貼り付け、コンピュータ用ディスプレイへの拡大鏡の取り付け等の生活支援を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

外国人留学生や高等学校からの編入学生、障害のある学生等の特別な支援が必要と考えられる学生について、国際交流室、寮務委員会、教務委員会、学級担任が中心となり生活支援を行っている。以上により、特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援体制は整備され、必要に応じた学習支援が行われている。

観点7-2-③： 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

(観点に係る状況)

学生寮は「遠隔地からの入学者に対して生活の便を与える」ために設置されているが、現在では、遠隔地に限らず2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い居住困難となった地域の学生に対しても、生活の便を与える施設となっている。

学生寮（磐陽寮）は、5棟（こずえ、若葉、青葉、暁、白雲）あり、食堂、浴室、自習室、談話室、補食室が併設され、寮生の使用に供されている。本校では、この学生寮を単に生活の便を与える施設とするだけではなく教育の場である「教育寮」と位置づけ、生活および勉学について様々な支援および指導を行っている。寮生数と学生寮の費用を（資料7-2-③-1:P376）に示す。

学生寮の運営は学生で構成されている寮生会が中心となっており（資料7-2-③-2:P379）、教員により構成されている寮務委員会（資料7-2-③-3:P380）は寮生会に対する支援及び指導を行っている。寮生会の中には、各種委員会（厚生、管理、行事、園芸、図書・選挙管理、広報等）が組織されており、各担当学生により積極的に活動されている。寮務委員会と寮生会役員は、月一回の割合で定期的な会合（寮運営協議会）を持ち、寮生活全般や行事等について打ち合わせ（資料7-2-③-4:P381）を行い、寮での日常生活が円滑に進むよう努力している。この打合せの議事録は直ちに寮生全員に公示され、寮生と教職員とのスムーズな連携が図られている。

教職員による宿日直体制は、平日・休日ともに夜間（17:00～翌8:30）は、教員2名及び委託職員1名が宿直者となり、寮生の人員確認、突発的な事故や病気への対応、相談事、郵便物の対応等全ての面において援助するシステムとなっている。休日の昼間（8:30～17:00）は、教員1名及び委託職員1名の計2名が日直者となり対応している。平日の昼間（8:30～17:00）は、学生課寮務係の事務職員が寮事務室に常駐し、各種業務を遂行すると共に寮生からの諸々の依頼に対応している。平成25年度教員宿日直（寮監）業務を（資料7-2-③-5:P382）に示す。

寮生の人員確認・所在確認については、朝（7:30）と夜（21:30）の2回、寮生全員が食堂に集まる集合点呼により実施している。夜の点呼後の時間帯（21:30～24:00）は「静粛自習」の時間と決められており、寮生は各居室または自習室、食堂にて自主学習をすることになっている。定期試験前には「勉強会」と称して上級生が下級生に勉強を教える行事がある。全ての1年生に対しては、上級生である2年生または3年生を指導寮生として配置し、寮生活・学修全般の面倒を見る体制となっている。定期試験毎に全寮生に対する遅刻・欠課調査（資料7-2-③-6:P383）を行い、遅刻・欠課が多い寮生に対しては個別指導を行っており、全ての寮生の勉学・生活状況が良好となるよう配慮している。

5月の学級懇談会と10月の保護者個別面談会に合わせて、寮生保護者を対象とした「寮保護者会（個別面談）」を実施している（資料7-2-③-7:P384）。また、寮の現状を紹介する小冊子「磐陽寮だより（資料7-2-③-8:P385）」を年2回寮生保護者に送付することで、寮生保護者との連携強化に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

寮務委員会と寮生会が協力し、寮生に対する生活および勉学に関する支援を行っている。原則全教員が寮監として宿日直業務を担当し、寮生活全般にわたって寮生を援助・支援・指導するシステムとなっている。さらに、上級生が下級生に対して勉強を教える「勉強会」も恒例行事として実施されている。以上の理由により、本校においては「教育寮」としての学生寮が整備され、学生の生活及び勉学の場として有効に機能している。

観点7-2-④： 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学生の就職や進学等に関しては、男女共同参画・キャリア教育支援室（資料7-2-④-1:P389）が設けられている。男女共同参画・キャリア教育支援室では、就職や進学を考え始める4年生に対して「進路の手引き（資料7-2-④-2:P390）」の冊子を配布し、就職・進学のガイドブックとして活用させていると共に、4年次後期と5年次前期の毎週水曜日に進路別学習（資料7-2-④-3:P391）を行っている。進路別学習では、就職希望者へのSPI試験対策、エントリーシートの書き方の指導、公務員試験対策と進学希望者への編入学試験（国語）対策を主としておこなっている。また、データベースとして求人企業を登録し、検索および閲覧可能なシステムである「学職」ソフトを導入し、このソフトをインストールしたパソコンを各学科に提供している。

準学士課程の各学科の就職・進学に関する実務は、5年生のクラス担任が担当する。クラス担任は、学生との個人面談の中で就職先あるいは進学先に関するアドバイスを行う。就職（進学）希望先が決定した際には、学生より履歴書を預かり、推薦書等の書類一式を準備し、学生係に発送を依頼する。就職（進学）試験後は企業（大学）より結果通知を受け取り学生に連絡する等、就職・進学に関する一切を受け持っている。

専攻科課程の各専攻の就職・進学に関する業務は、各専攻科長や特別研究担当教員が担当する。業務は準学士課程と同様である。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、男女共同参画・キャリア支援室が中心になり、進路指導のための年間スケジュールを策定し、それに沿った指導を行っている。また、4、5年生を対象に進路別学習の時間を確保し、就職や進学（大学編入学）の試験対策を実施している。これに加えて、各専門学科では学級担任が、各専攻科では専攻科長が学生の就職や進学に関する指導・助言を行っている。

以上のことから、就職や進学等の進路指導体制が整備され、有効に機能している。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- ・ 各種資格検定の一覧表を作成して学生や保護者に提示すると共に、所定の資格に合格した学生には特別学修として単位認定を行う等、各種資格試験や検定試験受講のための支援体制が充実している。
- ・ 全教員が部活動の指導教員を担当となっており、適切な責任体制の下で指導に当たっている。また、学生の活躍が顕著である。
- ・ 4、5年生を対象とした「進路別学習」を実施しており、毎年、就職率および進学率ともにほぼ100%に達成する成果を上げている。

（改善を要する点）

該当なし

(3) 基準7の自己評価の概要

準学士課程及び専攻科課程において入学式翌日にガイダンスを実施し、その中で学習や生活に関するガイダンスを実施している。また、留学生を含む編入学生についても入学式当日にガイダンスを実施する等、学生に対して学習・生活・経済面で指導・助言する体制が整っている。さらに、教員全員がそれぞれオフィスアワーを設定し、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行っている。学生が自主的に学習を行う施設として、コモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を解放しており、それらが効果的に活用されている。「学級委員長との懇談会」を通じて学生の学習支援に関するニーズを把握していると共に、資格試験スケジュール等を学生に提示し受験を勧めており、実績もある。また、学生の海外留学に際して、帰国後の進級に不利にならないような措置も講じている。留学生等の学生に対しては、チューター制度を設け生活・学習の両面より支援している。部活動に関しては全部活動に教員を配置し、適切な責任体制の下で部活動が行われるように配慮している。

寮務委員会が中心になり、寮生の生活面での支援を行っている。原則、全教員が寮監として宿日直業務に当たり、寮生を援助・支援するシステムが採られている。

男女共同参画・キャリア支援室が中心になり、4・5年生を対象に進路別学習を実施し、クラス担任が適切に進路に関する実務を担当している。また専攻科課程では、専攻科長が進路に関する実務を担当しており、学生の就職や進学などの進路指導体制が整備され、有効に機能している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

基準 8-1-①： 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本校は、市街地から約 3km 離れた高台の緑に包まれた教育にふさわしい環境の中に位置している(資料 8-1-①-1:P392)。

校舎敷地内の建物(資料 8-1-①-2:P393)としては、管理棟(校長室、会議室、事務室を含む)、講義棟(教室、LL 教室を含む)、専門学科棟(研究室、学生控え室を含む)、専攻科棟、附属施設(図書館、情報処理教育センター、地域環境テクノセンター、実習工場)が配置され、福利厚生施設である磐陽会館には、保健室や売店、食堂が設置されている。運動施設としては、第一グラウンド(陸上競技トラック、サッカーグラウンド、ラグビーグラウンド)、第二グラウンド(野球場、テニスコート)、第一体育館、第二体育館、武道館(柔道場、剣道場)、卓球場、プール等がある(資料 8-1-①-3:P394)。これらは高等専門学校設置基準に合致したものである。

LL 教室には、学生端末 50 台を備えたフルデジタルの CALL システムを導入しており、TOEIC 対策の市販ソフトが備えられている。また、情報処理教育センターが管理しているコンピュータ(Windows Enterprise)は、演習室 4 部屋で合計 160 台である。

現在まで段階的に耐震補強工事や学科棟の改修が行われ、それに応じて学生の自学自習環境整備のために研究室前にコモンスペースが設けられた(資料 8-1-①-4:P396)。また、車いす用トイレやエレベータの設置、階段のスロープ化等のバリアフリー化が進められてきている。

学生は、学内の施設・設備を 8:30 から 19:00 まで使用することができる。19:00 以降や土日祝日に使用する際には、担当の教員が押印した「施設使用許可願(資料 8-1-①-5:P397)」を学生課に提出し、許可を得た上で担当教員の管理下で使用することができる。これは学生のみによる事故を防ぐためである。

適切な安全管理が特に要求される施設は工作機械設備を有する実習工場であるが、実習工場での安易な作業は大きなけがや事故の原因となることから、実習工場の利用を許可制にしている(資料 8-1-①-6:P398)。利用に際しては安全教育や各工作機械の利用講習を受ける必要があり、許可された機械のみを使用できる。使用時には学生単独での使用を禁じ必ず複数人の学生で利用させ、安全を監督できる教職員の指導の下で使用を許可している。また、国立高等専門学校機構が作成した「実験実習安全必携」を活用し、実験・実習のガイダンス時に安全教育を必ず実施している。

日常的な安全管理は、安全衛生委員会(資料 8-1-①-7:P399)による週一度の定期的な学内巡視で行っている。その結果は安全衛生委員会で報告され、改善点があれば改善事項を学科長等に文書で伝え、学科長は改善された状況を安全衛生委員会に報告することになっている。

(分析結果とその根拠理由)

本校は市街地から近い緑に包まれた環境の中に位置している。校舎敷地内には、管理棟、講義棟、専門学科棟、専攻科棟、附属施設、福利厚生施設が配置されている。運動施設としては、第一グラウンド、第二グラウンド、第一体育館、第二体育館、武道館、卓球場、プール等がある。これらの施設は高等専門学校設置基準を満たしたものである。平成21年度より順次改修が行われ、それに伴い校内

のバリアフリー化が進められている。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本校では、情報処理の教育及び研究のために情報処理教育センターが設置されている。情報処理教育センターが管理する情報関連演習室は4部屋あり、それぞれの部屋には1クラス分(約40台)のパソコン(合計160台)が設置されている(資料8-1-②-1:P400)。4つの演習室のパソコンは校内LANを通してインターネットに接続されており、学生は各種情報関連科目の授業・演習の他、各種調査、実験データ整理等に活用できる。

校内には無線LANアクセスポイントが各所に設置され、学生は情報処理教育センターの許可を得て、ノートパソコン等で無線LANからインターネットへ接続することができる。インターネットへはBフレッツ回線でSINETへ接続し、全国の大学、高専及び研究機関はもとより、全世界と24時間情報のやりとりが可能である。情報処理教育センターの利用状況と無線LANの登録状況を(資料8-1-②-2:P401)に示す。

演習室のシステムはシンクライアント、ネットブートシステムとなっており、演習室パソコンの台数に依存せず容易にセキュリティ管理が行えるようになってきている。原則全教職員は、校内LANに接続する場合マイクロソフトENDPOINT PROTECTIONによりウィルス対策等をするを義務付けており、また、各種サーバも同様の対策を施したセキュリティを確保している。

情報セキュリティ委員会(資料8-1-②-3:P402)により「福島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規定(資料8-1-②-4:P403)」、「福島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規定(資料8-1-②-5:P404)」、「福島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規定(資料8-1-②-6:P405)」、「福島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規定(資料8-1-②-7:P406)」が決められている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、情報処理教育センターの管理のもと、授業・演習や自学自習に使用できるICT環境が整備され、有効に利用されている。また、情報セキュリティポリシーも整備されている。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

図書館は学習センターの役割を果たしており、教育及び研究に必要な図書資料を中心に、参考図書、教養書、美術書、学会誌、雑誌、視聴覚資料、新聞等が保管されている。これらの図書は、主に専門分野(学科構成に準じて)ごとにNDC(日本十進分類法)により整理されている(資料8-2-①-1:P407)。

図書館の管理・運営は、図書館運営委員会(資料8-2-①-2:P408)により行われているが、実際の運用は「図書館スタッフ株式会社」に全面委託している。

購入図書を選定は図書館運営委員が担当しており、専門学科に予算を配分し、専門学科教員の推薦により教育および研究に必要な図書（資料 8-2-①-3:P409）をバランス良く購入している。また、図書館内にリクエストボックスを設置し、学生の意見やニーズに応える仕組みも整備されている。特にユニークな試みとして、学生が教員と共に書店を訪れてその場で欲しい本を購入するという「ブックハンティングキャンペーン」があり、多くの学生が参加している（資料 8-2-①-4:P410）。

紙媒体の書籍に加えて、長岡技術科学大学によって提供されている電子ジャーナルコンソーシアムの利用や、科学技術振興機構によるJ-DreamⅢの学内利用が可能等、各種データベースの利用にも力を注いでいる。近年では「ヨミダス文書館歴史館」、「理科年表」、「化学書資料館」のトライアルを実施している。

図書館の利用状況を（資料 8-2-①-5:P411）に示すが、これより有効に活用されていることが伺える。

（分析結果とその根拠理由）

教育・研究上必要な図書や雑誌等の資料を学生のニーズも踏まえて購入し、専門学科毎に系統的に整理している。紙媒体の資料だけではなくデータベースの利用にも注力すると共に、ブックハンティング等の試みにより学生の利用を促進している。その結果、図書館の利用者数や図書の貸出数はともに多く有効に活用されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- ・ 実習工場では工作機械使用時の安全を徹底するために、利用に際して安全教育の受講や工作機械の利用講習を義務付けている。
- ・ 情報処理教育センターは4演習室体制により、多くの学生に情報機器を開放している。
- ・ 図書館内へのリクエストボックスの設置や学生によるブックハンティングキャンペーン等により、学生の意見やニーズを反映させ、図書館の利用促進を図る独自の取り組みを行っている。

（改善を要する点）

該当なし

（3）評価 8 の自己評価の概要

本校では、工業高等専門学校設置基準に則り、教育課程の実施に必要な教室、実験室、演習室、自習室、図書館、情報施設、自習・休憩施設及び食堂等が整備され、教員の管理下のもと安全かつ有効に活用されている。校内のバリアフリー化については、順次進めている。また、情報処理教育センターの管理のもとICT環境が整備され、学生に有効活用されている。図書館には、教育・研究に必要な図書が系統的に分類されており、利用率も高い。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

(観点到係る状況)

教育活動の実態を示す資料として、①定期試験資料一式(定期試験問題、模範解答、学生答案コピー、小テスト、課題レポート、成績一覧等)(資料9-1-①-1:P413)、②実験のレポート、③卒業研究論文及び特別研究論文、④卒業研究および特別研究の外部発表状況(資料9-1-①-2:P414)、⑤成績一覧表(資料9-1-①-3:P417)、⑥TOEIC IP試験結果(資料9-1-①-4:P418)、⑦各種資格試験の合格状況(資料9-1-①-5:P419)、⑧授業科目の理解度評価(資料9-1-①-6:P420)、⑨学級委員長との話し合い議事録、⑩学生による学習等達成度記録簿(資料9-1-①-7:P421)、⑪学生による授業評価アンケート(資料9-1-①-8:P422)、⑫就職状況および求人企業数(資料9-1-①-9:P423)等が関係委員会により適切に収集・蓄積されている。

教育の状況の評価する組織として、以下の五つの委員会があり互いに連携して教育の質の向上と改善を行っている。

- 1) 教務委員会
- 2) 専攻科委員会
- 3) FD委員会(資料9-1-①-10:P426)
- 4) 男女共同参画・キャリア教育支援室
- 5) 評価改善委員会(資料9-1-①-11:P427)

教務委員会(準学士課程)および専攻科委員会(専攻科課程)は成績評価に関する資料、FD委員会は授業改善活動に関する資料、男女共同参画・キャリア教育支援室は就職活動に関する資料をそれぞれ収集・整理を行っている。評価改善委員会は、これら各委員会からの報告に基づき教育の状況を総合的に評価する体制となっている。

(分析結果とその根拠理由)

教育活動の実態を示すデータや資料を各担当委員会で適切に収集し蓄積する体制が整備され、適切に保存されている。また、それらの結果を基に教育の状況を点検・評価する組織も設置されている。

以上のことから、教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されている。

観点9-1-②： 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

(観点到係る状況)

学生の意見を聴取する制度として、①FD委員会による授業評価アンケート(資料9-1-②-1:P428)、②教務委員会による「学級委員長との懇談会」(資料9-1-②-2:P429)、③学生相談室、④学級担任、⑤ホームページの意見箱(資料9-1-②-3:P430)等がある。授業評価ア

ンケートは毎年末に全科目について実施され、集計結果が各教室に掲示されると共に教員本人に通知される。各教員は、学生から示された意見に対して必要な改善点を文書でFD委員会に提出する義務を負う。学級委員長との懇談会は毎年6月に実施され、各教室から出された要望および意見に対して所管する委員会や事務課が回答すると共に、改善を行うことになっている。本校のホームページ上に設けられた意見箱は校長が自ら開封することになっており、これまで数件の意見が寄せられたが、いずれも所管の委員会を經由して改善されている。

教員の意見を聴取する制度として、①非常勤講師との教育懇談会（資料9-1-②-4:P431）、②校長によるヒアリング（資料9-1-②-5:P432）、③教員会議等がある。非常勤講師との懇談会は毎年4月に実施され、非常勤講師からの意見を聴取すると共に要望には所管の委員会が対応することになっている。校長によるヒアリングは毎年1回全教員に対して行われ、一人約30分程度の面接において忌憚の無い意見が出される。多くの教員から出された共通した意見については、所管の委員会で対応を検討することになる。

学外関係者の意見を聴取する制度として、①参与会（資料9-1-②-6:P330）、②福島高専協力会総会等（資料9-1-②-7:P434）がある。参与会は毎年前期と後期の2回行われ、中期計画、産学連携、外部評価、FD等、学校が取り組んでいる比較的規模の大きな事業について報告すると共に意見を聴取している。参与会への報告は教育の状況に関する自己点検および評価の良い機会となっており、その結果は毎年報告書として全教員に配布されている。福島高専協力会総会は毎年6月に実施され、学校側からは教員による最新の研究成果が報告されると共に、企業側からは学校に対する要望等が出される。この要望については所管の部署が対応することになっている。

以上の意見聴取の機会には、必ず関係する委員会や部署の長が出席することになっているため、出された意見に対しての自己点検および評価は、直接所管の委員会あるいは部署が行うことになり、次年度への改善点として取り上げられることになる。各委員会および学科は、これらの改善点について書面で評価改善委員会に提出する（資料9-1-②-8:P435）ことになっており、これを受けて評価改善委員会が高等専門学校設置基準（資料9-1-②-9:P436）および学則（資料9-1-②-10:P437）に則り、学校全体の自己点検および評価を行うことになっている。

（分析結果とその根拠理由）

学生、教員、学外関係者等から幅広く意見を聴取する機会を設けており、様々な意見に対して各部署が対応していると共に、自己点検および評価をしている。さらに、各部署での改善点を評価改善委員会に提出し、学校全体として高等専門学校設置基準および学則に則り、自己点検および評価をすると共に、次年度への改善を試みている。

観点9-1-③： 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

（観点に係る状況）

教育の状況に関するデータは、教務委員会（準学士課程）および専攻科委員会（専攻科課程）、FD委員会、男女共同参画・キャリア教育支援室等で所管事項について恒常的に分析を行い、その結果や改善点を「評価改善委員会」に報告する。評価改善委員会は、各委員会から報告された結果や改善点

を総合的に評価し具体的な改善を各委員会に促すことになる。

具体例として、福島高専では毎年入学直後の新入生に対して学力テスト（数学・英語）を実施しているが、ここ数年間は数学・英語とも平均点の低下が見られた（資料9-1-③-1:P438）。この原因を探るために、平成25年度の前期終了後、1年生の数学、英語、物理の成績不振者に対して教務委員会が面談を実施した（資料9-1-③-2:P440）。その結果、成績不振の原因が中学校レベルでの理解不足であることが判明したことから、教務委員会で審議され、平成26年度から工学系4学科1年生の成績不振者に対して週一回の補習授業を実施することになった（資料9-1-③-3:P442）。

（分析結果とその根拠理由）

教育の状況に関するデータは、教務委員会、専攻科委員会、FD委員会、男女共同参画・キャリア教育支援室等で所管事項について分析を行い、その結果や改善点を「評価改善委員会」に報告し、教育の質の向上および改善に結び付けるシステムが整備されている。

これらのことから、各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられている。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

（観点に係る状況）

個々の教員は、学生による授業評価アンケートの集計結果を受けて、評価結果に対する所見と改善策をまとめFD委員会に提出することになっている（資料9-1-④-1:P447）。また、評価の高い教員の公開授業や教員間の相互授業参観などの取り組みも行われている（資料9-1-④-2:P450）。非常勤講師も本校の教員であることから同様の授業アンケートを実施し、その評価結果を踏まえて同様の継続的改善が行われている（資料9-1-④-3:P452）。

個々の教員による授業改善の例として以下が上げられる。

建設環境工学科の「建設経営学」と「施工法」は、平成25年度までは常勤の教員が担当していたが、より具体的な授業とするため、現場経験を有する非常勤講師が担当することとした（資料9-1-④-4:P454）。

建設環境工学科の1年生の「製図法」、2年生の「材料学」の授業において、専門科目に対する心構えが不足していたので、これを改善するために企業技術者の講演会を実施し、企業技術者の働きぶりを紹介した（資料9-1-④-5:P456）。

（分析結果とその根拠理由）

学生による授業評価アンケートの結果に対して、全教員がその評価結果に対する所見と改善点を提出し、これらの改善点についてはFD委員会が把握している。個々の教員は、その過程を通して自己の教育活動の問題点を摘出し、自己改善を図っている。

以上のように、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握している。

観点 9-1-⑤： 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

(観点に係る状況)

教員の研究活動は、地域環境テクノセンター報告書や本校ホームページの「教員紹介」に掲載されている。また、毎年発行される「研究紀要」には教員の研究論文と共に教員の研究業績も掲載している。これらの研究成果は、準学士課程の「卒業研究」や専攻科課程の「特別研究」の指導に活かされている。

研究活動を教育に応用した例としては、研究成果である「技術者倫理」に関する考察を準学士課程の「技術者倫理」および専攻科課程の「倫理学」に応用したもの(資料9-1-⑤-1:P457)、数学の習熟度別授業の成果を論文として投稿したもの(資料9-1-⑤-2:P458)、専攻科生の工学実験のテーマを検討したもの(資料9-1-⑤-3:P459)、学習到達度試験に関する試み(資料9-1-⑤-4:P460)、準学士課程の物理実験に関する試み(資料9-1-⑤-5:P461)等、多岐にわたる。

(分析結果とその根拠理由)

教員の研究活動が継続的に活発に行われていることは、本校が公開している各種資料から判断することができる。その活動の成果は、準学士課程の「卒業研究」や専攻科課程の「特別研究」の指導に有効に活かされていると共に、授業の内容を充実させ教育の質の改善に役立っている。

以上のことから、教員の研究活動が教育の質の改善に寄与している。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

(観点に係る状況)

本校のFD委員会では、①学生による授業評価アンケート、②教員の相互授業参観の企画、③外部講師を招いてのFD講演会の企画、④教員ネットワーク会議および学科FD会議の企画、⑤新規採用教員および非常勤講師に対するオリエンテーション(資料9-2-①-1:P462)等に取り組んでいる。

学生による授業アンケート(資料9-2-①-2:P464)は全科目に対して毎年1度実施することになっており、各教員はFD委員会が取り纏めた授業アンケートの結果等を踏まえて授業改善に取り組むことになっている。また、授業改善に関しては文書でFD委員会に提出することになっており(資料9-2-①-3:P465)、その授業改善提案の提出方法等についても常に見直し、検討を行っている。

教員の相互授業参観(資料9-2-①-4:P466)は、非常勤講師を含む全ての教員を対象に、互いに授業参観を行い授業改善に役立てる企画である。定期試験期間およびその前後1週間を除く全期間について授業参観が可能である。

外部講師を招いてのFD講演会(資料9-2-①-5:P467)を毎年1度、全教員の参加のもと開催している。

教員ネットワーク会議(資料9-2-①-6:P468)は、教授する科目の連続性を確保するために、関連する専門分野毎に問題点を話し合う会議である。この会議の後、問題点を持ち寄って学科全教員によるFD会議を実施している。

授業アンケートの集計結果はFD委員会で把握しており、教員個人に関する結果を各教員に配布する

とともに、全体の改善状況を集計している。この集計結果を前年度の結果と比較すると「理解度を確
認した授業」および「演習・宿題の効果」などの項目で学生の評価が上がっていることが確認され、
全体的には授業の評価は向上している（資料 9-2-①-7:P472）。

（分析結果とその根拠理由）

FD委員会では、学生による授業評価アンケート、教員間の相互授業参観、外部講師を招いてのFD講
演会、教員ネットワーク会議および学科FD会議の企画、新規採用教員および非常勤講師に対するオリ
エンテーション等に取り組んでいる。各教員は授業アンケートの結果等を踏まえて、授業改善に取り
組んでいることをFD委員会に報告することになっている。

以上により、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付
いている。

**観点 9-2-②： 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行
われているか。**

（観点に係る状況）

モノづくり教育研究支援センターは、技術職員の資質向上を目的として各技術職員に技術テーマを
課し、常時そのテーマに関して検討させることで研鑽させている。また、職務の資質向上の状況を組
織的に把握し更なる資質向上のために、毎年技術職員の相互研修を行いそれぞれの技術テーマに関し
て成果発表を行っている（資料 9-2-②-1:P473）。成果発表会には外部有識者である他高専の
技術職員を招いた報告会などを加え、組織としての技術力の向上を図っている。更に、技術職員の資
質の向上を図ることを目的とし、技術職員として必要な資格の全員取得を目指した自由研削砥石特別
教育研修会や低圧電気特別教育を開催した（資料 9-2-②-2:P476、資料 9-2-②-3:P477）。
事務職員も各種の研修会に参加しており、研修一覧を（資料 9-2-②-4:P478）に示す。

（分析結果とその根拠理由）

技術職員は、技能に関するテーマを自ら設定し、そのテーマに関して真摯な態度で取り組むこと
により資質向上を図っている。資質向上の成果は毎年開催される成果発表会で公開されており、さら
に資格取得に関する研修会も開催されている。また、事務職員も各種研修会に参加し資質向上に努め
ている。以上により、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行
われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- ・ 教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集されている。
- ・ FD活動が適切になされている。

（改善を要する点）

該当なし

(3) 基準 9 の自己評価の概要

本校では、教育活動の実態を示す資料として、定期試験資料一式を始めTOEIC IP試験結果、各種資格試験合格状況、就職状況および求人企業状況等を適切に収集・保存されている。また、これらのデータを基に教育状況を適切に評価できる体制を整えている。

学校内外の関係者より意見を聴取する制度として、授業評価アンケート、非常勤講師との教育懇談会、参与会等があり、これらの結果を基に学校全体として評価・改善を行っている。

教育の状況に関するデータは、教務委員会、専攻科委員会、FD委員会、男女共同参画・キャリア教育支援室等で所管事項について分析を行い、その結果や改善点を「評価改善委員会」に報告し、教育の質の向上および改善に結び付けるシステムが整備されている。

学生による授業評価アンケートの結果に対して、全教員がその評価結果に対する所見と改善点を提出し、これらの改善点についてはFD委員会が把握している。個々の教員は、その過程を通して自己の教育活動の問題点を摘出し、自己改善を図っている。

教員の研究活動が継続的に活発に行われていることは、本校が公開している各種資料から判断することができる。その活動の成果は、準学士課程の「卒業研究」や専攻科課程の「特別研究」の指導に有効に活かされていると共に、授業の内容を充実させ教育の質の改善に役立っている。

FD委員会では、学生による授業評価アンケート、教員間の相互授業参観、外部講師を招いてのFD講演会、教員ネットワーク会議および学科FD会議の企画、新規採用教員および非常勤講師に対するオリエンテーション等に取り組んでいる。また、技術職員や事務職員は各種研修会に参加し資質向上に努めている。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点に係る状況)

本校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等については、平成21～平成25年度の本校の貸借対照表（資料10-1-①-1:P482）及び固定資産付属明細（資料10-1-①-2:P492）に示されるように充足されている。また、収支決算状況については、収入収支決算書（資料10-1-①-3:P497）に示されるように債務が過大な状況にはない。

(分析結果とその根拠理由)

資産及び債務については、貸借対照表及び固定資産付属明細のとおりである。また、貸借対照表から自己資本比率等をみると中長期的な安定性・安全性が確保されている。

以上のことから、学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではない。

観点10-1-②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

学校の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して遂行するための経常的収入については、高専機構から配分される運営費交付金が大きな割合を占めており、次に授業料収入等をはじめとする自己収入となっている（資料10-1-②-1:P499）。

また、教育研究活動を安定して遂行するために自助努力による外部資金収入も活用されている（資料10-1-②-2:P500）。

(分析結果とその根拠理由)

本校の基本的財源は、運営費交付金及び授業料収入であり、交付金配分額が年々減らされているが、企業との共同研究等外部資金の獲得に積極的に取り組んでおり、その額は、ここ数年増加傾向にある。また、学生の在籍数も安定的に推移しており、授業料収入も安定している。

以上のことから、学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点10-1-③： 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点に係る状況)

本校では、寄附金、共同研究・受託研究、科学研究費補助金等の外部資金の獲得により経常的収入を確保している（資料10-1-③-1:P501）。

全学的な外部資金獲得に向けた取組として、外部資金獲得のための講演会等（資料10-1-③-2:P502）を外部講師に依頼して実施するとともに、各種公募型競争的資金等の案内を学内メールで全教員へ配信（資料10-1-③-3:P503）している。また、科学研究費補助金の獲得に向けて応募

者と採択者に校長戦略経費から追加配分（資料10-1-③-4:P504）を行っている。

また、本校の教育研究の振興を図るため地元企業を会員とした福島工業高等専門学校協会へは、毎年、総会時に本校の研究内容を紹介（資料10-1-③-5:P506）するとともに、教員の積極的な参加を促し、参加企業と交流の場を設定するなどして新たな共同研究・受託研究の確保に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、各種公募型競争的資金、寄附金、共同研究・受託研究などの外部資金獲得へ積極的に取り組んでいる。また、外部資金獲得のため、講演会等の実施、学内への公募周知等を行うとともに、福島工業高等専門学校協会との連携に努め、積極的な獲得に努めている。

以上のことから、学校の目的に沿った教育活動を安定して遂行するために、外部資金を活用した経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点10-2-①： 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

（観点に係る状況）

本校の収支計画は、校長のリーダーシップの下、機構及び本校の年度計画に基づき、教育・研究・社会貢献・学生指導・管理運営等の全般にわたる本校の取組の基本方針を踏まえて予算等の原案が策定され、本校の最高審議機関である運営会議（資料 10-2-①-1～2:P507）での審議を経て、校長が決定する。同収支計画は、運営会議のメンバーである学科長を通じて各教員に明示されるほか、学内ホームページに掲載することにより、全構成員にも明示される（資料 10-2-①-3:P521）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の収支計画は、年度計画に基づき、原案が策定され、本校の最高審議機関の運営会議で審議の上、校長が決定している。同収支計画は、学科長を通じて各教員に明示されるほか、学内ホームページを通じて全構成員にも明示されている。

以上のことから、学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

（観点に係る状況）

本校の基本的財源は、機構から配分される運営費交付金及び授業料、入学金・検定料などの自己収入などである。これらの予算は、本校の教育、研究、学生支援、管理運営等全般にわたる経費に充てられている。平成 21～平成 25 年度の本校における損益計算書（資料 10-2-②-1:P522）に示されるように、収入予算の範囲内で決算している。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、損益計算書に示すように、収支の状況において支出超過となっていない。

観点10-2-③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点に係る状況)

学内の予算配分では、限られた資源を効果的に使用するため、各学科、各センター、事務部等へ年度計画に基づく教育研究活動が確実に実施できるよう重点配分している(資料10-2-③-1:P545)。施設・設備の整備計画(マスタープラン等)に当たっては、施設整備等有効活用に関する専門部会において原案が策定され、運営会議における審議を経て機構本部へ概算要求・営繕要求を行っている(資料10-2-③-2:P552)。なお、校長のリーダーシップの下、配分予算の一部を戦略推進経費(校長戦略経費、中期計画推進経費等)として確保し、教育研究の活性化を図るための競争的資金に充てている(資料10-2-③-3:P555)。

(分析結果とその根拠理由)

学内の予算配分では、教育研究活動の一層の活性化を図るため、年度計画に基づき重点配分している。教育研究の環境整備は、施設・設備のマスタープラン等により計画的に実施している。校長のリーダーシップの下に確保した戦略推進経費により、学内における競争的環境の創出に努めている。

以上のことから、学校の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点10-3-①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

(観点に係る状況)

高専機構として一つの財務会計システムが構築されており、全高専統一の会計処理が行われている。財務諸表等については、高専機構会計規則、独立行政法人通則法に基づき作成され、公表することになっている(資料10-3-①-1:P557)。本校における財務諸表等については、各年度の学校要覧に掲載するとともに、ホームページにも公開している(資料10-3-①-2:P559)。

(分析結果とその根拠理由)

法人としての財務諸表等については、独立行政法人通則法に基づき、機構ホームページにて公開している。また、本校の財務諸表等についても、学校要覧及びホームページにて公開している。以上のことから、法人全体の財務諸表等は、適切な形で公表されていると判断する。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

(観点に係る状況)

法人としての会計監査については、独立行政法人通則法に基づき、高専機構の監事及び文部科学大臣が選任した会計監査人による監査を受けることが義務づけられている。また、本校においては、会計経理事務の適正を期すべく高専機構会計規則に基づく内部監査の実施について、福島高専内部監査実施規則を制定し、実地検査を実施している(資料10-3-②-1:P560)。更に、会計経理事務の適正を期すため、毎年近隣の高専による相互監査も実施している(資料10-3-②-2:P563)。

(分析結果とその根拠理由)

機構本部においては、法令に基づく監事及び会計監査人による監査が毎年実施されている。また、本校においても、高専機構規則に基づく内部監査が、毎年実施されている。

以上のことから、財務に対しての会計監査等が適正に実施されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・校長のリーダーシップの下に戦略推進経費を設け、これを学内の競争的資金として位置づけ、審査の上、重点的な配分を行うなど、教育研究活動の活性化を図っている。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準10の自己評価の概要

本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって安定して遂行できる校地・校舎・設備等の資産を保有するとともに、国立高等学校機構からの運営費交付金並びに自己収入である授業料、検定料、入学料などの基盤的財源に加えて、外部資金（寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金など）獲得に積極的に取り組み、安定した教育研究活動を遂行できる財務基盤を有している。

また、学校の目的を達成するための財務上の基盤となる適切な収支に係る計画が策定され、かつ、関係者に明示されており、収支の状況に関しても、支出超過とはなっていない。また、校長のリーダーシップの下、学内競争的資金である戦略推進経費を設けて重点配分することにより、教育研究活動の活性化にも取り組んでいる。

高専機構においては、法令に基づき財務諸表等を、ホームページで公表されているほか、本校においても同様に、学校要覧、ホームページ等により適切な形で公表されており、財務に対する内部会計監査が適正に行われている。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

本校の目的を達成するため、校長及び主事（教務、学生及び寮務の3主事）が置かれ、福島工業高等専門学校学則第9条の規定（資料11-1-①-1:P566）のとおり、その職務、役割が定められているほか、校務の円滑な運営を図るため、福島工業高等専門学校組織規則（資料11-1-①-2:P577）が制定され、校長の下に副校長（教務担当、学生担当、企画・図書・情報担当、専攻科担当、研究・地域連携担当）、校長補佐（寮務担当、評価担当）、専攻長、学科長等が配置され、また、事務組織として事務部が組織されている（資料11-1-①-3:P580、前出資料3-3-①-2:P147）。

また、校長を補佐するとともに、校長の指揮に基づき学校全体に係る重要事項について企画・立案し、調整することを目的とする「企画会」及び校長の諮問に応じて学校の重要事項について審議を行う「運営会議」が設けられているほか、各種委員会、教員会議、専攻科会議等（以下「各種委員会等」という）が設けられており、それぞれの役割は、各種委員会等の規則に明確に規定されている（資料11-1-①-4～7:P581）。各種委員会等からの学校運営に係る案件については、企画会で検討され、調整が行われた後、運営会議の審議を経て、最終的に校長の決定を経て、教員会議等で教職員に周知されるシステムが整っており、校長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える態勢となっている。

企画会は隔週、運営会議、教員会議及び専攻科会議は月1回程度開催されるが、緊急課題等がある場合は臨時に開催することとしている。企画会は、校長の指示に基づき、本校全体に係る重要事項について企画・立案し、かつ、各種委員会等も含め調整する機能を有しており、校長が学校全体を把握しながらリーダーシップを発揮できる体制となっている。一方運営会議は、校長の諮問に応じて、学則等重要な規則の制定改廃、予算方針、組織運営、将来構想など学校運営に関わる重要事項について審議する機関として位置づけられており、当該会議は校長が招集し議長となり運営されている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、校長の下に、副校長、校長補佐、専攻科長、学科長、事務部長等が適切に人員配置されており、それぞれの職務・役割が明確になっている。また、学校全体に係る重要事項について企画・立案、調整することを目的とする「企画会」と学校の重要事項について審議を行う「運営会議」が設けられているほか、各種委員会等が設けられており、それぞれの役割は、当該各種委員会等の規則に明確に規定されているとともに、互いの組織の関係性が明確なシステムとして構築されており、校長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える態勢となっている。

以上のことから、学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

観点11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

管理運営に関する各種委員会として教務委員会、学生委員会、寮務委員会、評価改善委員会等（以下「各種委員会等」という）が設置されている。それぞれの委員会は、規則等により明確に定められた所掌事項について審議を行うなど、効果的に活動している。各種委員会等の主な所掌事項は（資料11-1-②-1:P585）のとおりである。また、構成メンバーは、「平成26年度役職者及び各種委員会等名簿」（資料11-1-②-2:P586）のとおりであり、業務内容に適切に対応している。

事務組織は、福島工業高等専門学校学則第10条（資料11-1-②-3:P597、福島工業高等専門学校学則）及び福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則（資料11-1-②-4:P598）に基づき、総務課と学生課の2課からなる事務部が設けられており、同規則により、事務部各課の所掌事務が明確に定められている。事務部職員は各種委員会等の構成員としても参画し、当該委員会等の庶務も所掌しており、管理運営を円滑に行うため適切に役割を分担し効果的に活動している。

危機管理に関しては、危機発生が予想されること（リスク）に関する様々な事象に組織的に迅速かつ的確に対応するため、リスク管理体制等が定められている（資料11-1-②-5:P604）。実際に自然災害・人為的原因による災害の危機等に起因して発生が予想される重大問題に対しては、危機管理室を置き対応することとしており（資料11-1-②-6:P606）、リスクを管理し、危機が発生した場合も迅速かつ的確に対応できる体制を整えている。危機管理体制は、危機管理室規則及び緊急連絡網を整備した結果、先の東日本大震災においても十分に機能し学生・教職員の安全を確保することができた（資料11-1-②-7:P608）。

(分析結果とその根拠理由)

各種委員会等、事務組織は、当該規則により、それぞれの所掌事項が明確に定められており、学校全体を円滑に運営するための諸規定が整備されている。併せて、各種委員会等には構成員として事務部職員も参画し、委員会の庶務を所掌することで、管理運営を円滑に行うため適切に役割を分担し効果的に活動している。また、リスク管理、危機発生に対しても、迅速かつ的確に対応できる体制が整っている。以上のことから、管理運営に関する各種委員会等及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているとともに、危機管理に係る体制が整備されていると判断する。

観点11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

(観点に係る状況)

本校の教育・研究・地域貢献・管理運営等の点検・評価及び改善を行い、それらの水準の向上を図ることを目的として、評価改善委員会（資料11-2-①-1:P609）が設けられている。評価改善委員会は、①中期計画 ②中期計画による年度計画 ③本校の教育・研究・地域貢献・管理運営等の状況の点検と評価、④参与会 ⑤第三者機関による評価等の学校全体に係る事項について審議し、点検及び評価を行うこととしている。

中期計画（年度計画）の評価結果（資料11-2-①-2:P611）やその都度決められた数テーマに

ついでに状況、評価結果等について、毎年前期と後期の2度開催される参与会に報告され、外部有識者の意見を聴取するとともに参与会報告書（資料11-2-①-3:P613）として公表されている。

第三者評価については、平成23年度にJABEE審査を受審し6年間の認定（資料11-2-①-4:P615）を受けた。工学系プログラムに関しては、JABEEの基準による自己点検を行い、JABEE受審について参与会の議題に出して意見交換を行った。またその審査結果はJABEEのホームページに公表されている。

また、現在は、中期計画による自己点検及び評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検により毎年学校の自己点検を行い、評価改善委員会がその内容を把握し、次年度の改善に結び付ける体制を整えている（資料11-2-①-5:P619）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、中期計画による自己評価、評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検、第三者機関による評価等で自己点検及び評価が行われている。

中期計画（年度計画）による自己評価は、年2回開催される参与会で報告され、参与会報告書として公表されている。また、評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検により毎年学校の自己点検を行うこととしている。

以上のことから、自己点検・評価が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、その結果が公表されている。

観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

（観点に係る状況）

本校では、観点11-2-①で述べたとおり外部機関等の有識者による参与会（外部評価）を設置し（資料11-2-②-1:P622）、学校運営全般（資料11-2-②-2:P623）にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している（前出資料11-2-①-3:P624）。

参与会は、例年、年2回開催され、中期計画（年度計画）による自己点検について評価を主として受けるのと同時に、様々なテーマについて自己点検した結果等についても報告し、検証を受けることとしている。これら前回の参与会で受けた指摘事項については、評価改善委員会が改善提案、改善実施等を行い、改善した内容を次回参与会で報告するシステムとなっている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、外部機関等の有識者による参与会（外部評価）を設置し、学校運営全般にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している。特に中期計画による自己点検結果も参与会に諮り有識者による意見を集約し、学校運営に反映している。

観点11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

（観点に係る状況）

前述のように、評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検により毎年学校の自己点検を行い、評価改善委員会がその内容を把握し、次年度の改善に結び付ける体制を整えている（前出資料11-2-①-5:P619）

中期計画（年度計画）に関しては、各委員会・学科等から当該年度の達成状況等が報告され、それを踏まえて、委員会等では、次年度はどのように改善するのかを含めた計画を提出するようなシステムとなっている（資料11-2-③-1:P626）。

中期計画の評価結果は、参与会に提出され、参与会委員の意見等について、管理運営に反映すべく学内組織にフィードバックさせる体制として、評価改善委員会を設置している（前出資料11-2-①-1:P609）。このようにして出された外部評価等の意見・提言・指摘事項等については、関係する学内組織、関係する委員会等が対応や改善を行い、評価改善委員会に報告する。その後評価改善委員会は、企画会、運営会議等で検討審議し、管理運営に適切に反映されるよう対応している、

具体例として、平成24年度に実施した参与会では、中期計画の「メンタルヘルス」の項目に関して「恒常化した学生のメンタルヘルスに対して、教職員にもリンクさせる必要がある」の提言があり（資料11-2-③-2:P628）、学生相談室が対応して、「教職員対象の、学生のメンタルヘルスに関する講演会」を実施するなど平成25年度から改善を図っている（資料11-2-③-3:P629）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検をフィードバックするシステムが動き始めた。また、中期計画の自己評価結果を、各委員会・学科等にフィードバックするシステム、中期計画の自己評価結果を参与会に提出し、参与会で出た意見を評価・改善に結び付けるシステムがあり、評価結果がフィードバックされていると判断する。

観点11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

前述のように、本校では、外部機関等の有識者による参与会を設置し（前出資料11-2-②-1:P622）、学校運営全般にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している。委員の提言・意見等については、管理運営に反映すべく学内組織にフィードバックさせる体制として、評価改善委員会（前出資料11-2-①-1:P609）を通して、各部署、委員会に改善を要求するシステムとなっている。

外部評価等の意見・提言等については、学内組織に周知の上、対応や改善について見直し等を行い、企画会、運営会議等で検討審議し、管理運営に適切に反映されるよう対応している。

参与会で出された指摘事項については、改善して改善点を次回の参与会において報告するようにしている（資料11-3-①-1:P631）。

具体的には「（企業への就職指導を担当する）教職員がまず地元企業を理解すべき」との提言があり、地域環境テクノセンターが「教職員の工場見学会」を年数回実施するように改善した例がある。（資料11-3-①-2:P632）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、外部機関等の有識者による外部評価組織として「参与会」を設置し、その評価結果については、外部評価報告書として公表されている。外部からの意見・提言等については、積極的にその意見等を取り入れ、学校運営に反映させてきた。学内組織「点検及び評価検討委員会」を通してフィードバックさせる体制が機能し、具体例で示したとおり適切に管理運営に反映されていると判断する。

基準 11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(観点に係る状況)

本校における外部の資源を活用している例を、次に箇条書きで挙げる。

- ・福島県内の高等教育機関で組織している「アカデミア・コンソーシアムふくしま」の会員として、産業振興や地域振興のために地域の諸団体と教育・研究・地域貢献のすべての面において連携と協働を進めている(資料11-3-②-1:P634)。その中には単位互換制度も含んでいる。
- ・地元企業で構成する「福島高専協力会」があり、協力会からさまざまな資金的協力を得ている。例えば、専攻科1年生の成績優秀者5名に奨学金が授与され、勉学のさらなる発展を奨励される制度がある(資料11-3-②-2:P640)。
- ・東北6高専でフランスリール地区の技術短期大学と協定を結び、インターンシップ生の受け入れ、派遣を行っている。平成25年度は9名の専攻科学生を2カ月間インターンシップに派遣し、1名を3カ月受け入れ・指導した。平成26年度は12名を派遣する予定で計画を進めている(資料11-3-②-3:P642)。
- ・専攻科の「産業技術論」の授業では、他大学教員を年間10名ほど招聘し、専門分野の講義を依頼している(資料11-3-②-4:P647)。
- ・日本原子力研究開発機構と協定し、廃炉技術のための研究、教育を行っている(資料11-3-②-5:P648)

このように外部の資源を積極的に活用し教育の充実を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、「アカデミア・コンソーシアムふくしま」への参加、他大学等との単位互換協定、福島高専協力会との連携、フランスの技術短期大学との協定による国際交流、復興支援のための教育に原子力研究開発機構との協定、等々、外部の教育資源を利用し実際に活動しており、外部への協力をしつつ、外部の教育資源を有効に積極的に活用していると判断する。

観点11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

(観点に係る状況)

教育活動、研究活動は、本校ホームページに公開されている(資料11-4-①-1:P651)。

ホームページには、学校の組織(資料11-4-①-2:P652)、教育内容(資料11-4-①-3:P653)、教員の紹介(資料11-4-①-4:P655)、技術・教育シーズ(資料11-4-①-5:P656)をはじめ、入学に関する情報(募集要項等)(資料11-4-①-6:P657)、公開講座の内容に関する情報(資料11-4-①-7:P658)、図書館に関する(外部の方々への)情報(資料11-

4-①-8:P659)等々を載せて広く社会に公表している。また、これらの学校の組織、教育内容、教員の紹介、学校の施設等の内容は、刊行物「学校要覧」(資料11-4-①-9:P660)によっても社会に広く公表している。

その他、様々な事業に関して、事業報告書が刊行されている。

例を挙げると、

- ・「文部科学省 平成23年度大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業 原子力に依存しない安心・安全な社会を目指す地域復興人材育成事業報告書(平成23年度、24年度)」(資料11-4-①-10:P661)

- ・「地域環境テクノセンター活動報告書」(資料11-4-①-11:P662)、

- ・「モノづくり教育研究支援センター活動報告書」(資料11-4-①-12:P663)、

- ・「専攻科特別研究論文集」(資料11-4-①-13:P664)

等々を刊行し、社会に分かりやすい形で公開している。

また、専攻科学生の特別研究成果を、「地域フォーラム」で一般の市民も聴講できるようにポスター発表するなど、研究成果も社会に公表している(資料11-4-①-14:P665)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、ホームページ、学校要覧等、様々な事業の報告書等を通じて教育研究活動等の状況やその他の活動に関する情報を広くわかりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・学内組織としての企画会、運営会議、教員会議、専攻科会議及び各種委員会等が管理運営組織として整備され、かつ、機能的に配置されており、校長のリーダーシップの下で効果的な意志決定が行われている。
- ・校長を補佐する体制として、副校長(主事、専攻科長)4名、校長補佐3名が配置され、また、企画会、運営会議、各種委員会等には事務部も構成員として参画しており、校長を支援する体制が全学的に整備されている。
- ・外部有識者による参与会(外部評価)においても、評価結果を公表して内部組織にフィードバックさせ、管理運営に反映させるシステムが構築されている。
- ・報告書等の紙媒体とホームページを通じて教員研究活動及びその結果を効果的に広くわかりやすく発信している。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準11の自己評価の概要

学校運営に係る重要な事項は、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各課長で構成する企画会で企画・立案し、さらに各学科長及び一般科目長を加えた運営会議で審議を行い、校長が最終決定をする体制となっており、校長のリーダーシップの下で円滑に実施できる体制が整備されている。

事務組織は、総務及び学生の2課がそれぞれの所掌事務を分掌している。事務部長及び2課長は、企画会及び運営会議の委員として参画して重要事項の審議に直接関わっている。

外部評価組織として参与会が設置されており、通常毎年2回程度、外部有識者等により検証が行われ、その内容は報告書としてまとめられ公表されている。

本校の教育研究活動状況やその成果に関する情報を、複数のメディアを通じて広くわかりやすく社会に発信している。